

資料編

目 次

1	防災関係機関災害連絡窓口	資-1
2	指定避難所一覧	資-3
3	災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付	資-6
3. 1	災害弔慰金の支給	資-6
3. 2	災害障害見舞金の支給	資-6
3. 3	災害援護金の貸付	資-6
4	災害弔慰金の支給等（すさみ町災害弔慰金の支給等に関する条例）	資-8
5	和歌山県災害見舞金の支給	資-16
6	被災者生活再建支援制度の概要	資-17
7	災害救助法による救助の種類、程度、方法、費用及びその期間の範囲	資-19
8	被害の判定基準	資-22
9	災害時応援協定書等	資-24
10	すさみ町避難勧告等の判断・伝達マニュアル	資-102

1 防災関係機関災害連絡窓口

名 称		電 話	FAX	県防災電話	県防災FAX
すさみ町役場	(代表)	0739-55-2004		0739-55-4008	
	総務課	0739-55-4802	内線200、210～216	0739-55-4810	7-263-400 7-263-499
	総合センター	0739-55-3037	内線411～413		
	江住支所	0739-58-0004	内線501	0739-58-1022	
	江住公民館	0739-58-0256	内線502		
	佐本出張所	0739-57-0001	内線503	0739-57-0067	
	公民館佐本分館	0739-57-0401	内線504		
	水道課	0739-55-2314	内線505	0739-55-2871	
	給食センター	0739-55-3256	内線506		
	住民福祉会館	0739-55-3445	内線507		
	国保すさみ病院	0739-55-2065	内線508、509		
白浜町消防本部すさみ消防署		0739-55-2237	内線510	0739-55-3902	7-263-500
白浜町消防本部		0739-43-0119			
すさみ町消防団	周参見屯所	0739-55-4463			
	小河内屯所	0739-56-0203			
	江住屯所	0739-58-1019			
	見老津屯所	0739-58-0078			
	里野屯所	0739-58-0006			
	佐本屯所	0739-57-0401			
周参見保育所		0739-55-2079	内線521		
江住保育所		0739-58-0140	内線522		
すさみ町社会福祉協議会		0739-55-4104	内線531、532		
周参見小学校		0739-55-2049	内線551、552		
江住小中学校		0739-58-0008	内線553、554		
見老津小学校		0739-58-0058	内線555、556		
周参見中学校		0739-55-2015	内線557、558		
和歌山県	総合防災課	073-441-2262		073-422-7652	7-300-404 7-300-499
		073-441-2271			
	(災害対策本部)				7-300-420～425 7-300-487
	消防保安課	073-441-2263		073-422-7652	7-300-405 7-300-499
	河川課	073-441-3134		073-433-2147	
西牟婁振興局	(代表)	0739-22-1200			
	総務県民課	0739-26-7906		0739-26-7962	7-360-400 7-360-499
東牟婁振興局串本建設部		0735-62-0755		0735-62-5808	
	(総務管理課)				7-372-400、401 7-372-499
和歌山県警察本部		073-423-0110			
和歌山県警察本部警察航空隊		0739-43-2866		0739-43-2866	
和歌山県防災航空センター		0739-45-8211		0739-45-8213	
串本警察署		0735-62-0110			
	すさみ幹部交番	0739-55-2055			
	江住駐在所	串本警察署へ			
和歌山県排出油防除協議会事務所		073-402-5851			

名 称	電 話	FAX	県防災電話	県防災FAX
和歌山県水産試験場	0735-62-0940			
陸上自衛隊第37普通科連隊	0725-41-0090			
	(昼間)	第3科(内236~239)		
	(夜間)	当直司令室(内302)		
和歌山地方気象台	073-422-5348		073-435-3132	
田辺海上保安部	0739-22-2000		0739-22-9670	
紀南河川国道事務所串本国道維持出張所	0735-62-0630	0735-62-1539		
関西電力(株)田辺ネットワーク技術センター	0739-25-7264			
NTT西日本和歌山支店整備部	073-421-9180			
JR白浜駅	0739-42-2272			
JR周参見駅	0739-55-2057			
田辺市 (防災まちづくり課)	0739-22-9976		0739-22-5310	7-260-400 7-260-499
白浜町	0739-43-5555		0739-43-5353	7-261-400 7-261-499
上富田町	0739-47-0550		0739-47-5420	7-262-400 7-262-499
串本町	0735-62-0555		0735-62-4977	7-275-402 7-275-499
古座川町	0735-72-0180		0735-72-1858	7-273-400 7-273-499
日本郵便株式会社すさみ郵便局	0739-55-2200			
JA紀南すさみ支所	0739-55-2006			
和歌山南漁業協同組合すさみ支所	0739-55-2002			
大辺路森林組合	0739-52-3424			
すさみ町観光協会	0739-55-2004			
すさみ町商工会(民宿組合)	0739-55-2293			
和歌山南漁業協同組合	すさみ支所	0739-55-2002		
	見老津支所	0739-58-0043		
株式会社全関西ケーブルテレビジョン	06-6201-3388			

2 指定避難所一覧

No.	地区名	名称	所在地	指定緊急避難場所					指定避難所						
				風水害	土砂災害	高潮	地震	津波	風水害	土砂災害	高潮	地震	津波		
1	1-1	和深川	和深川集会所	和深川383番地、393番地	☆3	☆注		○			○	△		○	
2	2-1	口和深	口和深集会所センター	口和深283番地の2	☆注	☆注	○	○	☆3	△	△	○	○	○	○
3	2-2	口和深	町道西浜和深川線(JR線路付近)						☆3						
4	2-3	口和深	谷口渡船裏山						☆3						
5	2-4	口和深	下谷渡船付近裏山						☆3						
6	2-5	口和深	太公望裏山						☆3						
7	2-6	口和深	町道小家の元線付近裏山						☆3						
8	2-7	口和深	町道小家の元線支線付近裏畑						☆3						
9	2-8	口和深	町道小家の元線支線付近裏山						☆3						
10	2-9	口和深	口和深川東線1号橋南山辺						☆3						
11	3-1	下地一	下地一集会所	周参見4449番地	☆3	☆注				○	△				
12	3-2	下地一	串の戸(旧君嶋石油前の山)						☆3						
13	3-3	下地一	国民宿舎裏山												
14	3-4	下地一	イブファーム						☆2						
15	3-5	下地一	観音谷の高台						☆3						
16	4-1	下地二	津波避難タワー						☆2						
17	4-2	下地二	旧めじろクリニック(屋上)						☆1						
18	5-1	堀地	役場庁舎(屋上)	周参見4089番地					☆1						
19	5-2	堀地	総合センター(津波の場合は屋上)	周参見4120番地の1	☆3	☆3	○	○	☆1	○	○	○	○		
20	5-3	堀地	地域福祉センター[※福祉避難所]	周参見4133番地	☆3	☆3				○	○				
21	5-4	堀地	万福寺裏山						☆3						
22	5-5	堀地	背戸山						☆3						
23	6-1	本城	周参見小学校(校舎)	周参見4027番地	☆3	☆1				●	▲				
24	6-2	本城	周参見小学校(体育館)	周参見4027番地	☆3	☆注				●	▲				
25	6-3	本城	王子橋北						☆1						
26	7-1	石橋	住民福祉会館	周参見3871番地の3	☆2	☆3				○	○				
27	7-2	石橋	石橋墓地裏上段						☆3						
28	7-3	石橋	石橋墓地横砂防堰堤付近						☆3						
29	8-1	田中	田中集会所センター	周参見3806番地の4	☆2	☆3				○	○				
30	8-2	田中	周参見中学校(校舎)	周参見3685番地	☆3	☆3				●	●				
31	8-3	田中	周参見中学校(体育館)	周参見3685番地	☆3	☆注				●	▲				
32	8-4	田中	藤原谷						☆3						
33	8-5	田中	周参見中学校裏山						☆3						
34	9-1	防地	関電すさみ変電所付近個人宅裏山						☆3						
35	9-2	防地	金比羅宮						☆3						
36	10-1	神田	神田愛育文化センター	周参見3502番地の2	☆3	☆1				○	△				
37	10-2	神田	農林漁業者等健康増進施設	周参見3305番地の3	☆3	☆3	○			○	○		●	●	
38	12-1	沼田谷	沼田谷集会所	周参見882番地の11	☆1	☆注				△	△				
39	13-1	立野	農村活性化センター	周参見2820番地の1	☆3	☆注	○			○	△		●	●	
40	16-1	小泊	小泊生活改善センター	周参見4596番地先	☆3	☆1				○	△				
41	16-2	小泊	町道小泊西線北個人宅裏山						☆3						
42	16-3	小泊	町道小泊中之谷線北個人宅裏山						☆3						
43	16-4	小泊	中の谷						☆3						
44	16-5	小泊	小泊地藏堂付近裏山						☆3						
45	16-6	小泊	小泊生活改善センター北個人宅裏山						☆3						
46	17-1	平松	漁村センター	周参見2050番地の28	☆3	☆3	○		☆1	○	○		○		
47	17-2	平松	天神参道						☆3						
48	17-3	平松	平松観音堂						☆3						
49	17-4	平松	畑山						☆3						
50	17-5	平松	三助谷						☆3						

No.	地区名	名 称	所在地	指定緊急避難場所					指定避難所							
				風水害	土砂災害	高潮	地震	津波	風水害	土砂災害	高潮	地震	津波			
51	17-6	平松	曾根田橋西個人宅裏山						☆3							
52	17-7	平松	町道曾根田線起点付近裏山						☆3							
53	17-8	平松	県道平松橋付近個人宅(屋上)						☆1							
54	17-9	平松	岸酒店付近個人宅1(屋上)						☆1							
55	17-10	平松	岸酒店付近個人宅2(屋上)						☆1							
56	17-11	平松	JR平松踏切付近個人宅(屋上)						☆1							
57	17-12	平松	王子橋南						☆1							
58	17-13	平松	ダンスパシフィックブルー(屋上)						☆1							
59	18-1	山崎	歴史民俗資料館	周参見2290番地	☆3	☆1										
60	18-2	山崎	王子神社裏						☆3							
61	18-3	山崎	JR山崎踏切付近個人宅裏山3						☆3							
62	18-4	山崎	JR山崎踏切付近個人宅裏山2						☆3							
63	18-5	山崎	JR山崎踏切付近個人宅裏山1						☆3							
64	18-6	山崎	大日山配水池西側1						☆3							
65	18-7	山崎	大日山配水池西側2						☆3							
66	18-8	山崎	県営住宅すさみ団地(四階)						☆3							
67	18-9	山崎	大日山配水池昇り道						☆3							
68	18-10	山崎	大日山						☆3							
69	19-1	堀切	堀切生活改善センター	周参見1682番地	☆3	☆3				○	○					
70	19-2	堀切	天理教紀周文教会						☆3							
71	19-3	堀切	天理教紀周文教会北個人宅付近1						☆3							
72	19-4	堀切	天理教紀周文教会北個人宅付近2						☆3							
73	19-5	堀切	大阪殿						☆3							
74	19-6	堀切	町道大阪火尻線支線付近個人宅裏山						☆3							
75	19-7	堀切	JR堀切踏切付近裏山						☆3							
76	19-8	堀切	町道太間地線堀切橋東個人宅裏山						☆3							
77	20-1	太間地	太間地観音堂付近裏山						☆3							
78	20-2	太間地	町道太間地線太間地橋西個人宅裏山1						☆3							
79	20-3	太間地	町道太間地線太間地橋西個人宅裏山2						☆3							
80	20-4	太間地	町道山崎太間地線1号橋西個人宅裏山1						☆3							
81	20-5	太間地	町道山崎太間地線1号橋西個人宅裏山2						☆3							
82	20-6	太間地	太間地集会所付近裏山						☆3							
83	20-7	太間地	太間地集会所北個人宅裏山						☆3							
84	20-8	太間地	きのくに林産加工場						☆3							
85	22-1	太間川	太間川上会館		☆3	☆注				○	△					
86	23-1	小河内	小河内集会所	小河内913番地の1	☆3	☆注				○	△					
87	27-1	大谷	大谷会館	大谷179番地の3	☆3	☆注				○	△					
88	28-1	追川	追川集会所	佐本追川220番地	☆3	☆3	○			○	○		○			
89	29-1	栗垣内	栗垣内集会所	佐本西栗垣内58番地、59番地の2	☆3	☆注				○	△					
90	30-1	中	佐本中集会所	佐本中205番地の1	☆3	☆注	○			○	△			○		
91	30-1	中	公民館佐本分館	佐本中228番地の2	☆3	☆1				○	△					
92	30-3	中	旧佐本小学校(校舎)	佐本中86						●	●		●			
93	30-4	中	旧佐本小学校(体育館)	佐本中86	☆3	☆3	○			●	●		●		●	
94	31-1	中野	中野集会所	佐本中野113番地の2	☆3	☆2				○	○					
95	32-1	西野川	西野川会館		☆1	☆2				△	○					
96	35-1	見老津	見老津生活改善センター	見老津295番地	☆2	☆3				○	○					
97	35-2	見老津	見老津小学校	見老津405番地	☆3	☆3	○	☆3		●	●		●	●		
98	35-3	見老津	町道見老津長井橋山手線東国道付近						☆3							
99	35-4	見老津	西平見						☆3							
100	35-5	見老津	おんどの山						☆3							

No.	地区名	名称	所在地	指定緊急避難場所					指定避難所					
				風水害	土砂災害	高潮	地震	津波	風水害	土砂災害	高潮	地震	津波	
101	35-6	見老津 観流坊						☆3						
102	35-7	見老津 常栄寺						☆3						
103	36-1	江須之川 江須之川生活改善センター	江住240番地	☆2	☆3				○	○				
104	36-2	江須之川 童謡公園						☆3						
105	36-3	江須之川 町道江須平線起点付近						☆3						
106	36-4	江須之川 国道42号線江須ノ川橋西側						☆3						
107	36-5	江須之川 JR江須之川橋梁西高台						☆3						
108	36-6	江須之川 JR江須之川橋梁北高台						☆3						
109	36-7	江須之川 江須之川本谷線三号橋付近						☆3						
110	36-8	江須之川 国道42号線江須ノ川橋下東側付近山						☆3						
111	36-9	江須之川 江須之川生活改善センター-東国道42号線2						☆3						
112	36-10	江須之川 江須之川生活改善センター-東国道42号線1						☆3						
113	36-11	江須之川 江須ノ川漁港北国道42号線						☆3						
114	36-12	江須之川 江須ノ川漁港事務所付近個人宅高台						☆3						
115	36-13	江須之川 酒井渡船付近個人宅高台						☆3						
116	36-14	江須之川 楠堂谷東側山						☆3						
117	36-15	江須之川 町道江須之川西津浦線東国道42号線						☆3						
118	37-1	江住 江住小学校(校舎)	江住670番地	☆3	☆3		○	☆3	●	●	○	●	●	
119	37-2	江住 江住小学校(体育館)	江住670番地	☆3	☆3	○	○	☆3	●	●	○	●	●	
120	37-3	江住 江住公民館	江住1428番地	☆3	☆2				○	○				
121	37-4	江住 公営住宅江住団地西高台						☆3						
122	37-5	江住 公営住宅江住団地北県道バイパス						☆3						
123	37-6	江住 春日神社						☆3						
124	37-7	江住 町道平線タイラ橋付近県道バイパス						☆3						
125	37-8	江住 吉田組プラント付近県道						☆3						
126	37-9	江住 薬師さん北個人宅裏山						☆3						
127	37-10	江住 薬師さん						☆3						
128	37-11	江住 町営住宅小郷谷団地付近						☆3						
129	37-12	江住 小倉酒店付近裏山						☆3						
130	37-13	江住 城の平						☆3						
131	37-14	江住 吉田組事務所東付近山						☆3						
132	37-15	江住 町道江住新平見線付近						☆3						
133	37-16	江住 けんゆう苑[※福祉避難所]		☆3	☆3			☆3	○	○		●	●	
134	37-17	江住 道の駅すさみ	江住808-1	☆3	☆3			☆3	○	○		●	●	
135	38-1	里野 里野集会所	里野526番地	☆3	☆3		○	☆3	○	○		●	●	
136	38-2	里野 里野漁港北高台						☆3						
137	38-3	里野 中山						☆3						
138	38-4	里野 町道里野椎平線JR下トンネル付近高台						☆3						
139	38-5	里野 正福寺駐車場付近						☆3						
140	38-6	里野 里野海水浴場南国道42号線						☆3						
141	39-1	大鎌 大鎌集会所	大鎌237番地	☆3	☆注				○	△				

注1. 災害種別が「風水害」及び「土砂災害」における「緊急避難場所」の指定について

☆3	土砂災害や浸水が発生した場合でも十分に安全な避難先
☆2	土砂災害や浸水が発生した場合でも一定の安全を確保することが可能である避難先
☆1	大規模災害等が想定される場合には事前に開設しないとするか、開設した場合であっても、危険が迫った場合には閉鎖の可能性がある避難先
☆注	大規模災害等が想定される場合には事前に開設しないとするか、開設した場合であっても、危険が迫った場合には閉鎖の可能性がより高い避難先

2. 「指定避難所」について

- ① 「△」は、指定緊急避難場所の「風水害」及び「土砂災害」の区分が「☆1」又は「☆注」である指定避難所であり、危険が迫った場合には閉鎖する可能性があるもの。
- ② 「●」及び「▲」は、大規模災害が発生した場合に開設するもの。

3 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

3.1 災害弔慰金の支給

○根拠法律 「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭和48年9月18日法律第82号)

(1) 実施主体 市町村

(2) 対象災害 自然災害

- ・ 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害
- ・ 都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- ・ 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
- ・ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2つ以上ある場合

(3) 受給遺族

ア. 配偶者、子、父母、孫、祖父母

イ. 死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹

(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)

(4) 支給額

ア. 生計維持者が死亡した場合 500万円

イ. その他の者が死亡した場合 250万円

(5) 費用負担

国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4

3.2 災害障害見舞金の支給

○根拠法律 「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭和48年9月18日法律第82号)

(1) 実施主体

3.1に同じ

(2) 対象災害

3.1に同じ

(3) 受給者

(2)により重度の障害(両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等)を受けたもの

(4) 支給額

ア. 生計維持者 250万円

イ. その他の者 125万円

(5) 費用負担

3.1に同じ

3.3 災害援護金の貸付

○根拠法律 「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭和48年9月18日法律第82号)

(1) 実施主体

3. 1に同じ

(2) 対象災害

都道府県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害

(3) 受給者

(2)により負傷又は住居、家財に被害を受けた者

(4) 貸付限度額

350万円

①世帯主の1か月以上の負傷	150万円	}	250万円	}	270万円 (350)	}	350万円
②家財の1/3以上の損害	150万円						
③住居の半壊	170万円(250)						
④住居の全壊	250万円(350)						
⑤住居の全体が滅失若しくは流失	350万円						

(注)被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合は()内の額

(5) 所得制限

世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
1 人	220万円
2 人	430万円
3 人	620万円
4 人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額

ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。

(6) 利率

年3% (据置期間中は無利子)

(7) 据置期間

3年 (特別の場合5年)

(8) 償還期間

10年 (据置期間を含む)

(9) 償還方法

年賦又は半年賦

(10) 貸付原資負担

国 2/3、都道府県・指定都市 1/3

4 災害弔慰金の支給等（すさみ町災害弔慰金の支給等に関する条例）

自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に対する災害障害見舞金の支給、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けを定めるものとする。

○すさみ町災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年7月1日

条例第27号

改正 昭和50年6月20日条例第11号

昭和52年2月23日条例第1号

昭和53年9月29日条例第19号

昭和56年9月28日条例第11号

昭和57年12月16日条例第22号

昭和62年3月27日条例第6号

平成12年3月29日条例第14号

平成24年12月20日条例第17号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金

(災害弔慰金の支給)

第3条 町民は、令第1条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者より生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

- 2 前項の場合において、父母及び祖父母については、死亡した者の死亡の当時その者によって生計を維持し、又はその者と生計をともにした者を先にし、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不適當と認めた場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町長は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町長は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円

エ 住居の全体が滅失し、又は流出した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情がある場合に

は、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち3年(規則で定める場合は、5年)とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利息を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和51年9月7日以降に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和53年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和56年条例第11号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和57年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和57年7月10日以後に生じた災害から適用する。

附 則(昭和62年条例第6号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成12年条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以降に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

5 和歌山県災害見舞金の支給

和歌山県に在住する者で、自然災害（災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）（以下「法」という。）第2条に規定する災害（以下「自然災害」という。）によるり災者に支給する見舞金について定めるものとする。り災者に対する見舞金の支給基準は、次のとおりとする。

被害の程度	支給対象	金額
自然災害により住家が全壊（焼）又は、流失したとき	1世帯当たり	10,000円
自然災害により住家が半壊（焼）したとき	1世帯当たり	5,000円
自然災害により住家が床上浸水したとき	1世帯当たり	5,000円
自然災害による死亡者及び行方不明者が生じたとき （但し、法に基づく災害弔慰金の支給対象となった死亡者及び行方不明者を除く）	1人当たり	50,000円
自然災害により負傷者（重傷）が生じたとき	1人当たり	5,000円

※「世帯」とは、生計を一つにしている実際の生活単位という。

※この見舞金は、り災者の住家の所在地を管轄する市町村長から、災害発生の日より1月以内（災害救助法適用の場合は13月以内）に提出される、り災報告書により支給する。

※平成元年4月1日より施行する。

6 被災者生活再建支援制度の概要

(1) 制度の主旨

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

(2) 制度の対象となる自然災害

- ① 災害救助法施行第一条第一項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2位所油ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）

(3) 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

(4) 支給金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

（※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

- ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (2. ①に該当)	解体 (2. ②に該当)	長期避難 (2. ③に該当)	大規模半壊 (2. ④に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

- ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

* 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

(5) 支援金の支給申請

(申請窓口) 市町村

(申請時の添付書面) ①基礎支援金：り災証明書、住民票 等

②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等） 等

(申請期間) ①基礎支援金：災害発生日から13月以内

②加算支援金：災害発生日から37月以内

(6) 基金と国の補助

- 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。（基金の拠出額：600億円）
- 基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助。

7 災害救助法による救助の種類、程度、方法、費用及びその期間の範囲

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当り 300円 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1. 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗機材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2. 避難に当たっての輸送費は別途計上					
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全壊又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅が得ることができない者	1. 規格 1戸当たり平均 29.7㎡ (9坪) を基準とする 2. 限度額 1戸当たり 2,387,000円以内 3. 同一敷地内等に概ね 50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる(規模、費用は別に定めるところによる。)	災害発生の日から20日以内 着工	1. 平均1戸当たり 29.7㎡ 2,387,000円以内であればよい。 2. 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3. 供与期間最高2年以内					
炊き出しその他の食品の給与	1. 避難所に収容された者 2. 全半壊(焼)流失、床上浸水で炊事のできない者	1人 1日当り 1,010円以内	災害発生の日から7日以内	1. 食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1. 輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)流失、床上浸水等により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1. 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 下表金額の範囲内		災害発生の日から10日以内	1. 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2. 現物給付に限ること				
		区 分	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 1人増すごとに 加算	
		全 壊 全 流	夏	円 17,300	円 22,300	円 32,800	円 39,300	円 49,800	円 7,300
			冬	28,600	37,000	51,600	60,400	75,900	10,400
		半 壊 半 流 床上浸水	夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,500	2,400
冬	9,100		12,000	16,900	20,000	25,400	3,300		

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者(応急的措置)。	1. 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具修繕費等の実費 2. 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3. 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1. 救護班による場合は、使用した衛生材料費の実費 2. 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は別途計上
救災出害にかかった者の	1. 現に生命、身体が危険な状態にある者 2. 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1. 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取扱う。 2. 輸送費、人件費は別途計上
修った災害住宅にかか急	住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等、日常生活に必要な最少限度の部分 1世帯当たり 520,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により、学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒(盲学校、ろう学校及び特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒も含む)	1. 教科書、教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2. 文房具及び通学用品は次の金額以内 小学校児童 1人当たり 4,100円 中学校生徒 1人当たり 4,400円 高等学校等生徒 1人当たり 4,800円	災害発生の日か(教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1. 備蓄物資は評価額 2. 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12才以上) 1体 201,000円以内 小人(12才未満) 1体 160,800円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1. 輸送費、人件費は別途計上 2. 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	洗淨、消毒等 1体当たり 3,300 円以内 一時保存 既存建物借上料、通常の実費、既存建物以外 1体当たり 5,000 円 以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1. 検案は原則として救護班 2. 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 134,200 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金職員等雇用費	1. 被災者の避難 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 死体の捜索 6. 死体の処理 7. 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 17,400 円以内 薬剤師 11,900 円以内 保健師、助産師、看護師 11,400 円以内 土木技術者、建築技術者 17,200 円以内 大工、左官、とび職 20,700 円以内	救助の実施が認められている期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ ただし、この基準によって救助の適切な実施が困難な場合は、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

8 被害の判定基準

区 分		認 定 基 準
人 的 被 害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者
	行 方 不 明 者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者
	負 傷 者 重 傷 者 軽 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者 1 箇月以上の治療を要する見込みの者 1 箇月未満で治療できる見込みの者
住 家 被 害	住 家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない
	世 帯	生計を一つにしている実際の生活単位
	全 壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の 70%以上に達した程度のも、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のも。
	大 規 模 半 壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のも、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のも。
	半 壊 (半 焼)	
	一 部 損 壊	全壊及び半壊にいたらないもので、補修を要する程度のも。ただし、ガラス数枚破損した程度のごく小さな損壊は除く。
	床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住不能なも。
床 下 浸 水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。	
非 住 家 被 害	非 住 家	住家以外の建物で、全壊、半壊の被害を受けたも。なお、これら施設に人が居住しているときは当該部分は住家とする。
	公 共 建 物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公用の用に供する建物とする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
そ の 他 の 被 害	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、または砂利等の堆積のため耕作不能となったもとする。
	田の冠水	稲の先端がみえなくなる程度に水に浸かったもとする。
	畑の流出、埋没及び冠水	田の例に準じる
	文 教 施 設	小学校、中学校、高等学校、盲学校、ろう学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道 路	道路法第 2 条第 1 項に規定する道路のうち橋梁を除いたもとする。
	橋 梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河 川	河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理に必要な堤防、護岸水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
清 掃 施 設	ごみ処理施設とする。	

区 分		認 定 基 準
その他の被害	電 話	災害により通話不能となった電話の回線とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	水 道	上水道及び簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブ ロ ッ ク ベ イ	倒壊したブロックベイ又は石ベイの箇所数とする。
り 災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。	
り 災 者	り災世帯の構成員とする。	
公 立 文 教 施 設	公立の文教施設とする。	
農 林 水 産 業 施 設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設及び共同利用施設とする。	
公 共 土 木 施 設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、道路及び下水道とする。	
公 共 施 設 被 害	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。	
そ の 他	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原料、商品、生産機械器具等とする。

- (注) (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定する。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。
- (4) 大規模半壊は住居安定支援制度の対象とする趣旨から、「構造耐力上主要な部分」の補修が必要であるだけでなく、住宅における主要な居室、機能等を含む「大規模な補修」が必要である場合を念頭においている。この趣旨を踏まえつつ、迅速な被害認定を行うため、具体的には「災害の被害認定基準について」(平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知)による「住家半壊」の基準のうち、原則として下記にしたがって「大規模半壊」の認定を行う。

住家半壊の基準	うち「大規模半壊」
損壊部分が延床面積の20%以上70%未満のもの	50%以上70%未満
損害割合(経済的被害)が20%以上50%未満のもの	40%以上50%未満

出典：内閣府政策統括官(防災担当)通知

「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について(平成19年12月14日付府政防第880号)」

9 災害時応援協定書等

災害関連協定一覧		すさみ町	H28.3.1現在
	協定内容	協定先	協定年月日
1	和歌山県下消防広域相互応援協定	県下市町村	平成8年3月1日
2	和歌山県防災ヘリコプター応援協定	県下市町村	平成8年3月1日
3	寝屋川・すさみ町災害時相互応援協定	寝屋川市	平成8年10月4日
4	日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱	日本水道協会和歌山県支部・和歌山県水道協会	平成8年2月23日
5	災害時におけるすさみ町とすさみ建設会との協力に関する覚書	すさみ建設会	平成17年3月10日
6	紀南白浜空港及びその周辺における消火救護活動に関する協定書	和歌山県・白浜町・田辺市・上富田町・すさみ町	平成18年4月14日
7	災害時における救護物資提供に関する協定書	三笠コカ・コーラボトリング(株)	平成18年9月21日
8	防災関係の協働事業に関する協定	紀南農協協同組合	平成19年4月2日
9	災害時非常無線通信の協力に関する協定	すさみアマチュア無線非常通信協力会	平成19年10月18日
10	災害時における応急生活物資の供給に関する協定書	(社)和歌山県エルピーガス協会	平成22年4月2日
11	災害時における協力に関する協定	(株)いこいの村わかやま	平成22年9月24日
12	災害発生時における復旧支援活動に関する協定書	和歌山県自動車整備振興会田辺支部	平成23年2月15日
13	災害発生時における協力に関する協定	医療法人健佑会 介護老人保健施設 けんゆう苑	平成23年3月30日
14	すさみ町災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定	社会福祉法人 すさみ町社会福祉協議会	平成24年5月14日
15	災害時等の応援に関する申し合わせ	近畿地方整備局	平成24年8月8日
16	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	西日本電信電話株式会社和歌山支店	平成25年2月21日
17	災害時相互応援に関する協定書	紀南地域10市町村	平成25年10月9日
18	大規模災害時に対応する医薬品の備蓄に関する協定書	和歌山県	平成26年4月1日
19	災害発生時における輸送及び荷さばき業務等の協力に関する協定書	和歌山県トラック協会	平成26年11月25日
20	災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人 コメリ災害対策センター	平成27年1月26日
21	災害時における住家の被害認定に関する協定書	日本建築家協会	平成27年1月30日
22	災害時における住家の被害認定に関する協定書	和歌山県建築士会	平成27年1月30日
23	災害時における住家の被害認定に関する協定書	和歌山県建築士事務所協会	平成27年1月30日
24	災害時における緊急放送に関する協定書	株式会社全関西ケーブルテレビジョン	平成27年4月1日
25	災害発生時におけるすさみ町とすさみ町内郵便局の協力に関する協定	すさみ郵便局・江住郵便局・佐本郵便局	平成27年5月1日
26	災害の発生時における災害活動拠点に関する協定書	岩谷産業株式会社	平成27年6月12日
27	災害時における住家の被害認定に関する協定書	一般社団法人 和歌山県不動産鑑定士協会	平成28年1月22日
28	河合町・すさみ町災害時相互応援協定	奈良県河合町	平成28年1月27日
29	すさみ町レポートの使用に関する覚書	日本放送協会 和歌山放送局	平成28年2月22日

和歌山県下消防広域相互応援協定書

和歌山県下消防広域相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、和歌山県域内（以下「県下」という。）において大規模又は特殊な災害が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定市町村等)

第2条 この協定は、県下の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）相互間において締結するものとする。

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 大規模な火災、林野火災並びに高層建築物火災及び危険物施設火災等の特殊火災
- (3) 航空機事故、列車事故等の大規模又は特殊な事故
- (4) 上記以外の災害で、応援を必要とする災害

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、前条各号に規定する災害が発生した市町村等（以下「要請側市町村等」という。）の消防長（消防本部を置かない町村の場合は、町村長。以下同じ。）が要請側市町村等の消防力のみでは十分に対応できないと認める場合において、本協定を締結している他の市町村等（以下「応援側市町村等」という。）の消防長に対して行うものとする。

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所、種別及び状況
- (2) 被害状況
- (3) 必要とする人員、車両及び資機材等
- (4) 集結場所及び連絡責任者
- (5) その他必要事項

(応援隊の派遣)

第5条 応援側市町村等の消防長は、前条の規定により応援要請を受けたときは、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとする。

2 応援側市町村等の消防長は、前条の応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請側市町村等の消防長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 要請側市町村等における応援隊の指揮は、原則として要請側市町村等の消防長が、応援隊の長に対して行うものとする。

(応援隊等の登録)

第7条 各市町村等は、応援要請に備え、応援出動が可能な部隊及び資機材を予め登録しておくものとする。

(経費の負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の区分によるものとする。

(1) 応援側市町村等が負担する経費

- ア 出動隊員の人件費、災害補償費
- イ 出動車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）
- ウ 応援により特に要した車両及び機械器具の小修理に要する経費
- エ 応援出動中、応援隊が起こした交通事故による損害の賠償に要する経費
- オ 被服の損料費

(2) 要請側市町村等が負担する経費

- ア 車両及び機械器具の燃料費で、現地で調達したもの
- イ 応援により特に要した車両及び機械器具の大修理に要する経費
- ウ 応援に際し特に調達した化学消火薬剤費等
- エ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償費等（応援隊が起こした交通事故による賠償に要する経費を除く。）
- オ 応援隊員の死傷に伴う賞金
- カ その他、応援活動中に要した諸経費

2 経費負担に疑義が生じた事項については、その都度双方協議のうえ決定するものとする。

(情報提供等)

第9条 協定市町村等は、この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防関係情報等を相互に提供するものとする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施について必要な事項は、協定市町村等の消防長（消防本部を置かない町村及び消防組合を構成する町村にあつては、消防事務担当課長）が協議して定めるものとする。

(疑義)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度協定市町村等が協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、協定書58通を作成し、市町村等において各1通を保有するものとする。

平成8年3月 / 日

印南町長 大谷 泰 

白浜町長 真鍋 清兵衛 

中辺路町長 廣畑 一 

大塔村長 松本 善 

上富田町長 山根 好 

日置川町長 三倉 重夫 

すさみ町長 桂 

和歌山県下消防広域相互応援協定の一部を変更する協定

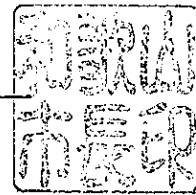
平成8年3月1日付けで締結した和歌山県下消防広域相互応援協定（以下「現協定」という。）の一部変更について次のとおり協定を締結する。

- 1 現協定第1条中「第21条」を「第39条」に変更する。
- 2 現協定第4条第1項中「災害が発生した市町村等」を「災害が発生した地域を管轄する市町村等」に、「消防長（消防本部を置かない町村の場合は、町村長。以下同じ。）」を「長（一部事務組合の管理者を含む。以下同じ。）又は消防長」に、「消防長に」を「長又は消防長に」に変更する。
- 3 現協定第5条中「消防長」を「長又は消防長」に変更し、同条に次の1項を加える。
 - 3 応援側市町村等の長又は消防長は、当該災害の規模、状況等により応援の必要があり、かつ、要請側市町村等の長又は消防長が応援要請を行うことが困難であると認められるときは、前条の応援要請を待つことなく応援隊を派遣することができるものとする。この場合において、当該応援隊の派遣は、同条の応援要請により行ったものとみなす。
- 4 現協定第6条中「消防長」を「長又は消防長」に変更する。

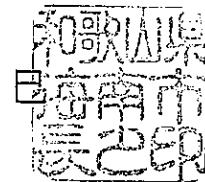
この協定の証として、この協定書34通を作成し、市町村等において記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年9月2日

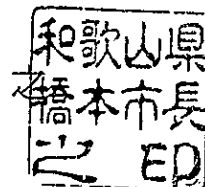
和歌山市長 大橋 建



海南市長 神出 政



橋本市市長 木下 善



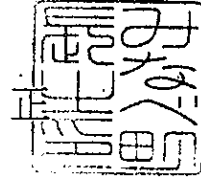
印南町長

日裏勝



みなべ町長

小谷芳



日高川町長

市木久



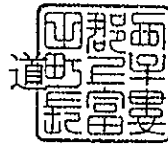
白浜町長

井澗



上富田町長

小出隆



すさみ町長

岩田



那智勝浦町長

寺本眞



太地町長

三軒一



和歌山県防災ヘリコプター応援協定書

和歌山県防災ヘリコプター応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、和歌山県内の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）が災害による被害を最小限に防止するため、和歌山県が所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 本協定に基づき市町村等が防災ヘリの応援を求めることができる地域は、当該市町村等の行政区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する水火災又は地震等の災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、市町村等の行政区域内で災害が発生した場合に当該市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が次のいずれかに該当するため、防災ヘリによる活動が必要と判断するとき、和歌山県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村等の行政区域に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては、災害の防御が著しく困難と認められる場合
- (3) その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、防災ヘリ以外に適切な手段がなく、防災ヘリによる活動が最も有効な場合

(応援要請の方法)

第5条 応援要請は、和歌山県防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法
- (5) 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他の必要事項

(防災航空隊の派遣)

第6条 知事は、第4条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認のうえ、和歌山県防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 第4条の規定による応援要請に応じることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第7条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員(以下「隊員」という。)の指揮は、発災市町村等の消防長(消防本部を置かない町村にあっては、当該町村長)が行うものとする。ただし、緊急の場合は、災害現場の最高指揮者が行うことができるものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第8条 第4条の規定による応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対して、和歌山県下消防広域相互応援協定(以下「相互応援協定」という。)第4条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第9条 この協定に基づく応援に要する運航経費は、和歌山県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、相互応援協定第8条の規定にかかわらず、和歌山県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項は、和歌山県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成8年2月/日から適用する。

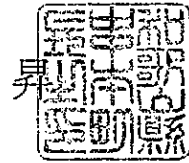
この協定の締結を証するため、本書59通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印のうえ、各自それぞれ1通を所持する。

平成 8 年 2 月 22 日

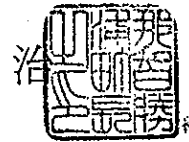
すさみ町長 桂



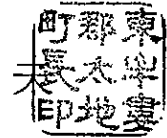
串本町長 岸 谷



那智勝浦町長 湯 浅 昌



太地町長 濱 中 節



古座町長 城 盛



古座川町長 田 中 誠



熊野川町長 宮 本 留



寝屋川市・すさみ町災害時相互応援協定

寝屋川市とすさみ町（以下「協定市町」という。）は、友好都市提携の理念のもと、協定市町の区域内において災害が発生した場合に、災害を受けた市町に対する応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第2条 応援を要請しようとする市町（以下「応援要請市町」という。）は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、電話、又は電信等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された市町（以下「応援市町」という。）は、極力これに応じ、応援活動に努めるものとする。

- 2 前条の規定にかかわらず、協定市町の区域において、地震等の大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、自らの判断により、自主応援活動を実施するものとする。

(応援経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、協定市町が別に協議するところにより応援要請市町又は応援市町が負担するものとする。

(連絡担当部局)

第5条 協定市町は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局をそれぞれ定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(資料の交換)

第6条 協定市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、協定市町が協議して定めるものとする。

第8条 この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定市町は記名押印のうえ、各1通を保有する。

附 則

この協定は、平成8年10月4日から施行する。

大阪府寝屋川市本町1番1号
寝屋川市長

和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見4089
すさみ町長

日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震、異常湧水その他の水道災害において、日本水道協会和歌山県支部（以下『県支部』という。）及び和歌山県水道協会（以下『県水協』という。）に所属する市町村（以下『会員』という。）が、相互間で行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(組織編成)

第2条 県支部内の会員を8ブロック（以下『ブロック』という。）に分け、その連絡調整として紀北、中紀、紀南の3地区ブロック（以下『地区ブロック』という。）を設け、各ブロック、各地区ブロックに代表都市を設置する。なお、県支部と県水協は互いに連携を密とする。追って、組織図は別表1のとおりとする。

2 県支部長都市（以下『県支部長』という。）に事務局を設置する。

(応援体制)

第3条 県支部内に被害が発生した場合は、組織図に基づき、会員は相互応援し、被災会員の水道復旧に全面的に協力する。

なお、日本水道協会関西地方支部からの要請があった場合にも組織図に基づき応援協力するものとする。

2 県支部長都市が被災した場合には、前条で規定した地区ブロックで協議し、相互応援体制を確立するものとする。

(応 援 内 容)

第 4 条 会員が相互間で行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急復旧資材の供出
- (4) 工事業者の斡旋
- (5) 前に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(要 請 の 方 法)

第 5 条 応援要請の手順は、次の各号によるものとする。

会員は、ブロックで構成されている代表都市へ応援を依頼する。

代表都市は、ブロック内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、地区ブロックの代表都市に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、県支部長へ応援を要請する。

県支部長は、県内の他の地区ブロックの代表都市に応援を要請、併せて県水協に連絡し、さらに必要と認めるときは、日本水道協会関西地方支部へ応援を要請する。

2 応援を要請するときは、次の事項を明らかにして、とりあえず、口頭、電話又は電信、無線等により行い、後日、別表 2 により速やかに要請先まで提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資器材、物資等の品目及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援職員 の 派遣)

第6条 前条により応援要請をうけた水道事業体は、ただちに応援体制を整え被災水道事業体に協力しなければならない。

2 各水道事業体は、応援活動に従事する職員（以下『応援職員』という。）を派遣するときは、必要な給水器具、作業用工具および緊急資材のほか衣類食料、日用品等を携行させるものとする。

3 応援職員は、応援水道事業体名を表示する腕章等の標識を着用するものとする。

4 応援職員は、被災水道事業体の指示に従って作業に従事するものとする。

(応援物資等 の 調査)

第7条 各水道事業体は、応援活動を円滑に行うため、それぞれの担当部課、その所有する物資、車両等を調査し、その結果を別表3により毎年4月末日までに県支部長に提出するものとする。

2 県支部長は、前項の調査表を取りまとめ、整理のうえ各水道事業体に送付するものとする。

(費用 の 負担)

第8条 この要綱に基づく応援に要する費用は、法令その他別段の定めがあるもの並びに応援職員に係る人件費及び旅費を除くほか、原則として被災会員が負担するものとする。

2 応援職員が応援活動により負傷し、疾病にかかりまたは死亡した場合における災害補償は、応援会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の医療費は、被災会員の負担とする。

3 応援職員が第三者に損害を加えた場合における賠償責任は、応援活動中に生じたものについては被災会員が、被災会員への往復途中に生じたもの

については応援会員が負うものとする。

- 4 前3項の定めにより難しいときは、各ブロックの代表都市で協議して定めるものとする。

(訓 練)

第9条 会員は、この要綱に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて訓練を実施するものとする。

(補 足)

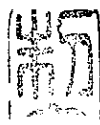
第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、その都度、各ブロックの代表都市が協議して定めるものとする。

(適 用)

第11条 この要綱は平成 8年 3月 1日から適用する。

この要綱の成立を証するため、本書1通を作成し、関係事業体がそれぞれ協定書に記名押印のうえ原本を県支部長が保有し、その写しを各事業体が保有する。

平成 8年 2月23日



災害時におけるすさみ町とすさみ建設会との協力に関する覚書

すさみ町（以下「甲」という。）とすさみ建設会（以下「乙」という。）とは、すさみ町内で発生した地震その他による災害時において、甲と乙とが相互に協力し、必要な対応を円滑に行うため、次のとおり覚書を交換する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請事項）

第2条 甲は、すさみ町内に災害が発生し、次の各号について必要が生じた場合は、乙に協力を要請することができる。

- (1) 道路啓開作業
- (2) 道路上等の災害廃棄物の処理
- (3) 土砂災害に伴う土砂の除去等一連の作業
- (4) その他前各号に掲げるもののほか、協力できる事項

（協力要請の手続）

第3条 甲は、前条の協力については、次に掲げる事項を明らかにし、様式第1号による要請書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信により協力を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 協力の内容
- (3) 協力の期間
- (4) その他必要な事項

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性をかんがみ、甲に協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第5条 第2条に規定する協力要請に対して要した経費については、甲乙協議の上決定する。

（防災訓練等への参加）

第6条 乙は、甲が行う防災訓練等に参加することができる。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第8条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては、建設課長とし、乙においては、会長とする。

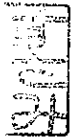
(協議)

第9条 この覚書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

この覚書を証するため、この書面2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成17年3月10日

甲 すさみ町長 桂



乙 すさみ建設会
会長 田所



南紀白浜空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と白浜町、田辺市、上富田町、日置川町、すさみ町及び大辺路消防組合（以下「乙」という。）は、南紀白浜空港（以下「空港」という。）及びその周辺における消火救難活動について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、空港及びその周辺における航空機に関する火災若しくは空港におけるその他の火災又はそれらの発生のおそれのある事態（以下「緊急事態」という。）に際し、甲と乙の消防機関が緊密な協力のもと一貫した消火救難活動を実施し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

（区分及び出動）

第2条 空港における緊急事態の消火救難活動は、甲が第一次的にこれに当たり、乙は、必要に応じて出動するものとする。ただし、乙の出動にあつては、乙のうち、白浜町の消防機関が第一次的に、その他の消防機関については第二次的に出動するものとする。

2 空港周辺における緊急事態の消火救難活動は、乙のうち緊急事態発生場所を所管する乙の消防機関が第一次的にこれに当たり、乙のその他の消防機関及び甲は、必要に応じて出動するものとする。

（緊急事態の通報）

第3条 空港に緊急事態が発生した場合には、甲は、乙に対して速やかに通報するものとし、空港周辺に緊急事態が発生した場合には、乙は、甲に対して速やかに通報するものとする。

2 前項の通報は、次の事項について電話その他の方法により行う。

- (1) 緊急事態の種類
- (2) 航空機の種類及び搭乗人員
- (3) 緊急事態発生の場所及び時刻
- (4) 消防隊及び救急隊の到着すべき場所

(5) その他必要な事項

3 通報に応じて出動した機関は、現場に到着しだい速やかに通報した機関に連絡するものとする。

(指揮)

第4条 消火救難活動の指揮は、乙のうち緊急事態発生場所を管轄する消防機関の長がこれに当たる。ただし、空港用地内における緊急事態の発生については、乙の消防機関の長が現場に到着するまでの間、南紀白浜空港管理事務所長がその指揮に当たるものとする。

(費用の負担)

第5条 消火救難活動のために要する費用の負担については、別に両者協議して定めるものとする。

(調査に対する協力)

第6条 甲及び乙が消火救難活動を実施するに当たっては、当該航空機の状態、現場における痕跡その他火災事故等の調査に必要な資料の保存に留意するものとする。

(通報)

第7条 甲及び乙が単独で消火救難活動に従事したときは、速やかにそのてん末を相互に通報するものとする。

(訓練)

第8条 甲及び乙は、協議して緊急事態における消火救難活動に関する計画を立案し、総合訓練を定期的実施するものとする。

(資料の交換)

第9条 甲及び乙は、空港に発着する航空機、空港における諸施設、相互の消防機器及び人員等消火救難活動に必要な資料を交換するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、甲及び乙が協議して定める。

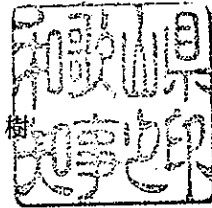
平成17年6月7日付け南紀白浜空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定は、解除する。

この協定を証するため、この協定書5通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成18年4月14日

甲 和歌山県知事

木村良樹



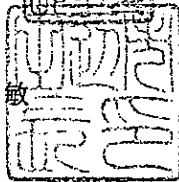
乙 白浜町長

立谷誠



田辺市長

真砂充敏



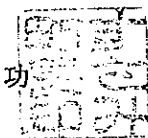
上富田町長

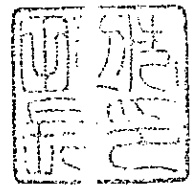
小出隆



すさみ町長

桂







災害時における救援物資提供に関する協定書

すさみ町（以下「甲」という。）と三笠コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲の行政区域内に震度5弱以上の地震若しくはこれと同等以上の災害が発生した場合、又は発生する恐れがある場合において、甲の災害対策本部が設置され、当該対策本部から物資の提供について要請があった時、乙は次項の内容のとおり協力するものとする。

2 乙は、甲の施設内に設置している乙所有の災害対応型自動販売機内の在庫商品を無償提供するものとする。

（協定期間）

第3条 この協定の有効期間は協定締結の日から1年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がないかぎり同一内容をもって毎年継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、協定を解消しようとする一ヶ月前までに相手側に申し出るものとする。

（経費の負担）

第4条 この協定の締結にあたり、次のとおり経費の負担について定めるものとする。
(1) 乙が設置する災害対応型自動販売機の電力については、乙の負担とする。
(2) 乙が設置する災害対応型自動販売機の土地使用料については、免除するものとする。

（協議）

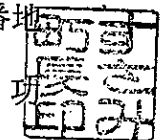
第5条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成 18 年 9 月 2 / 日

甲 和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見4089番地

すさみ町長 桂



乙 奈良県天理市嘉幡町643番地

三笠コカ・コーラボトリング株式会社

代表取締役社長 末安 剛明



防災関係の協働事業に関する協定

すさみ町（以下「甲」という。）と紀南農業協同組合（以下「乙」という。）とは、すさみ町内における災害対策に関する地域協働事業の実施について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条

甲は、地域住民の災害からの安全確保に資するため、乙に対し協力を要請して、地域防災活動に関する協働事業を実施するものとする。

(防災啓発事業)

第2条

甲及び乙は、地域住民の防災意識の啓発を行うため、次の事業を協力して実施するものとする。

- (1) 甲が乙へ災害啓発用看板等の設置場所の提供を依頼したときは、甲乙協議の上、乙は住民への防災情報の提供に協力すること。
- (2) 甲が甲又はJAの所在する市町村が実施する防災訓練、防災講演会等の防災に関するイベントについての広報を乙へ依頼したときは、甲乙協議の上、乙は協力すること。
- (3) 乙は、必要と認める場合には、甲が実施する防災訓練に参加すること。

(災害応急対策事業)

第3条

甲及び乙は、災害時の的確な災害応急対策を実施するため、次の事業を行うものとする。

- (1) 乙は、災害によりJAの所在する地域のNTT回線が断絶又は通信困難な状況に陥った場合には、JAの来所（店）者に対し、NTT伝言ダイヤルの周知を行うものとする。
- (2) 乙は、災害発生時に、帰宅困難者等に対し、災害情報の提供及び支援を可能な範囲で行うものとする。
- (3) 災害発生時に甲及び乙が収集した災害情報は、提供すべき内容について協議の上、それぞれが住民に提供するものとする。
- (4) 乙は、所在する地域における災害情報を把握し、当該情報を甲に提供するように努めるものとする。

(救援物資の調達)

第4条 甲は、すさみ町地域内における大規模災害の発生により物資が不足し、物資を確保する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の調達を要請できるものとし、乙は、乙が調達可能な範囲において、当該要請のあった物資の調達を行うものとする。

- (1) 調達を要請できる物資は、食料品、飲料水、日用品、応急資材及び各種道具類等とする。
- (2) 調達の要請は、原則として別記第1号様式によるものとする。ただし、その暇がないときは口頭によることができるものとし、その後速やかに別記第1号様式により、要請するものとする。
- (3) 物資の取引価格は、災害発生時直前の価格によるものとし、甲は乙と協議の上、物資の引渡し後速やかに、乙に代金を支払うものとする。
- (4) 物資の引渡場所は、甲の調達要請時に甲乙協議して定めるものとし、甲は、当該場所へ職員を派遣して物資を確認の上、引き取るものとする。
- (5) 乙は物資を納品した場合、速やかに別記第2号様式により報告するものとする。

(救援物資等の集積及び車輛の提供)

第5条 甲は、すさみ町地域内において災害が発生し、次の各号について必要が生じた場合は、乙に次の協力を要請することができる。

- (1) 救援物資等の一時集積場所（集積に適した場所）の提供
- (2) 各避難所等への救援物資等の搬送車輛の提供

(防災訓練及び教育)

第6条 甲及び乙は、第2条から前条までに定める事業を適切に判断し、実施できるよう相互に協力するとともに、乙は乙の職員に対し、防災訓練及び防災教育を実施し、災害発生時の的確な対応に努めるものとする。

(乙への支援)

第7条 甲は、乙の災害対策の地域貢献活動を支援するため、乙に対し、日常から可能な範囲で所要の支援を行うとともに、災害時には甲の得た災害情報の提供に努めるものとする。

(甲乙の連携)

第8条 甲及び乙は、地域防災活動に関する協働事業が的確かつ効果的に行われるよう、日常から情報交換に努めるものとする。

(協定の細目)

第9条 第2条から第5条までに定める事業を確実に実施するため、甲及び乙は、担当者及び連絡先等に関する情報について、相互に確認するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、甲又は乙が書面をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自その1通を所持する。

平成19年4月2日

甲 すさみ町長 桂



乙 和歌山県田辺市朝日ヶ丘24-17

紀南農業協同組合

代表理事組合長 中家 徹





災害時非常無線通信の協力に関する協定

すさみ町とすさみアマチュア無線非常通信協力会（以下「協力会」という。）の間に次のように協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4号に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、また発生するおそれがある場合の非常通信について、すさみ町が協力会に協力を求める場合の手続き等を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 すさみ町長（以下「町長」という。）は、すさみ町内に災害が発生し、または発生のおそれがある場合の災害情報の収集及び伝達について協力会に協力を要請することができる。

2 前項により要請をうけた協力会は情報の収集及び伝達に協力するものとする。

（協力要請の手続）

第3条 前条第1項の規定により協力会に協力を要請する場合の手続は、すさみ町総務課長が担当する。

（通信統制）

第4条 無線局が第2条第2項の規定により通信活動を行う場合は、町災害対策本部長が指定する無線局の統制に従うものとする。

（補 償）

第5条 第2条第2項の規定により通信活動中の協力会会員に人身事故が発生した場合の補償は、非常勤公務災害補償の規定により補償される。

（報 告）

第6条 協力会の会長（以下「会長」という。）は協力できる無線局の状況について、毎年度末に別に定める様式により町長に報告するものとする。

（会員証）

第7条 町長は、協力会に加入する会員に対し会員証を発行するものとする。

(協 議)

第8条 この協定に関して必要な事項は、町長と会長とが協議して定める。

この協定の成立を証するため協定書2通を作成し、両者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成19年10月18日



すさみ町長 橋 本 明



すさみアマチュア無線非常通信協力会
会長 上 杉 敏 郎



災害時における応急生活物資の供給に関する協定書

- 甲 すさみ町役場
町長 橋本明彦
- 乙 (社)和歌山県エルピーガス協会 南紀支部
支部長 大野治夫

災害時における応急生活物資の供給に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、すさみ町に地震・風水害その他による災害（武力攻撃災害及び緊急対事態における災害を含む。）が発生した場合（以下「災害時」という。）に、被災者等に対して行う応急生活物資の供給に関して、すさみ町（以下「甲」という。）と社団法人和歌山県エルピーガス協会南紀支部（以下「乙」という。）との協定事項について定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が対策本部（災害対策本部並びに国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部をいう。）を設置し、乙に対して協力要請を行ったときをもって発動する。

(応急生活物資供給の協力要請)

第3条 災害時において甲が応急生活物資の供給が必要と認めるときは、甲は乙に対し協力を要請するものとする。

(応急生活物資供給の協力実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、応急生活物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(応急生活物資の指定)

第5条 この協定の対象となる応急生活物資は、L P ガス及び容器（供給設備機器を含む。）とする。

(応急生活物資供給の要請手続等)

第6条 甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障を来さないよう常に点検・改善に努めるものとする。

3 乙は、甲の協力要請に的確に対応するための体制を構築し、支障を来さないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(費用)

第7条 第4条の規定により、乙が供給した物資の対価及び乙が行った運搬等の費用については、原則として甲が負担するものとする。

(連絡責任者と現地連絡先)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては総務課課長、乙においては支部長とするが、現地連絡先は(有)すさみガス芝商店とする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれの1通を保有するものとする。

平成22年4月2日

甲 西牟婁郡すさみ町周参見4089
すさみ町役場
町長 橋本 明夫
電話(0739)55-2004 FAX55-4810

乙 〒647-0033
和歌山県新宮市清水元1-1-9
(社)和歌山県エルピーガス協会 南紀支部
支部長 大野 治夫
電話(0735)28-2455 FAX28-2456

(現地連絡先) 西牟婁郡すさみ町周参見4095-5
(有)すさみガス芝商店 代表取締役 芝泰久
電話(0739)55-2163 FAX55-4570



災害時における協力に関する協定

株式会社いこいの村わかやま(以下「甲」という。)とすさみ町(以下「乙」という。)とは、災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、すさみ町内に地震その他の災害が発生した場合において、甲が第3条に定める協力を乙に対して行い、災害救助対応を円滑に遂行することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この協定における「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

(協力の内容)

第3条 甲は、すさみ町に災害が発生したときは、乙の要請に基づき、次の各号の協力を行うものとする。ただし、協力の範囲は甲の業務に支障を来さない範囲とする。

- (1)屋内外における避難場所の提供
- (2)浴場を開放しての入浴の提供
- (3)炊き出しを中心とした非常食の提供
- (4)その他甲が可能とする協力

2 甲は、第2条に定める災害以外の災害について、乙の要請があった場合は、可能な限り前項に準じて協力を行うものとする。

(周知)

第4条 甲は、甲の敷地内に「すさみ町との協定による災害時避難場所」と明示した案内板を設置し、乙は、本協定の内容について町民に周知するものとする。

(防災訓練への参加)

第5条 甲は、乙が行う防災訓練に参加し、防災に関する知識等を習得し、災害時における対応に万全を期すよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては支配人、乙においては総務課長とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

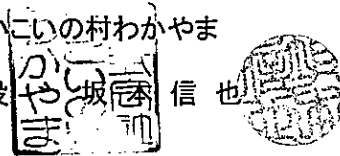
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名押印の上、各1通を保有する。

平成22年 9 月 24日

甲 和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見4857番地3

株式会社 いの村わかやま

代表取締役 信也



乙 和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見4089番地

すさみ町長 橋本明彦



災害発生時における復旧支援活動に関する協定書

平成23年 2月15日

す さ み 町

和歌山県自動車整備振興会田辺支部

災害発生時における復旧支援活動に関する協定書

すさみ町（以下「甲」という。）と社団法人和歌山県自動車整備振興会田辺支部（以下「乙」という。）とは、地震等の災害発生時の復旧支援活動（以下「支援活動」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（活動の内容）

第1条 この協定により、甲が乙に要請する支援活動は、次のとおりとする。

- （1） クレーン、ジャッキ、ウインチ、牽引ロープ等による被災者の救助及び応急措置
- （2） レッカー車等による緊急車両通行のための放置車両及び障害物の除去作業
- （3） その他、甲が必要と認める支援活動

（活動の要請）

第2条 甲は、支援活動のため乙が所有する資機材等が必要と認めるときには、第7条に定める連絡責任者を通じて、乙に対して要請書（様式第1号）により要請するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急を要するためやむを得ないと認められるときは、甲は、口頭により要請を行うことができるものとする。この場合において、甲は、事後に要請書を乙に提出するものとする。
- 3 支援活動の要請は、乙に支援活動以外のその他の義務を発生させるものではない。

（活動の実施）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、受諾書（様式第2号）により甲の回答するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急を要するためやむを得ないと認められるときは、乙は、口頭により受諾を行うことができるものとする。この場合において、乙は、事後に受諾書を甲に提出するものとする。

（活動の終了）

第4条 甲が支援活動の終了を告げた場合は、この協定による支援活動を終了するものとし、乙は、業務実施報告書（様式第3号）を提出するものとする。

（経費及び損害の負担）

第5条 第1条に規定する支援活動要請に対して要した経費及び損害については、甲乙両者が協議の上決定する。

(災害補償)

第6条 この協定に基づく支援活動において、会員が負傷、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、次に掲げる場合を除き災害救助法施行令（昭和22年政令225号）中扶助金に係る規定の例により、甲の責任において行うものとする。

- (1) 従事者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該損害について、乙又は従事者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合
- (3) 当該災害が、第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては、総務課長、乙においては、和歌山県自動車整備振興会田辺支部長とする。

(応援体制の整備)

第8条 乙は、災害時に支援活動が円滑に実施できるよう、活動体制の整備に努めるとともに連絡体制図を作成し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の連絡体制図について、毎年1回以上見直しを行い、変更が生じたときは、直ちに甲に提出するものとする。

(疑義)

第9条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

(期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結から起算して1年とする。ただし、期間満了の2ヶ月前までに甲又は乙から別段の意思表示をしないときは、引き続き効力を有するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ各1通保有するものとする。

平成23年 2月15日

甲 すさみ町長

橋本明彦
すさみ町長印

乙 和歌山県田辺市東山2丁目1番10号
和歌山県自動車整備振興会田辺支部



支部長

橋本健治
田辺支部長印

災害時における協力に関する協定

医療法人健佑会 介護老人保健施設けんゆう苑(以下「甲」という。)とすさみ町(以下「乙」という。)とは、災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、すさみ町内に地震その他の災害が発生した場合において、甲が第3条に定める協力を乙に対して行い、災害救助対応を円滑に遂行することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この協定における「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

(協力の内容)

第3条 甲は、すさみ町に災害が発生したときは、乙の要請に基づき、次の各号の協力を行うものとする。ただし、協力の範囲は甲の業務に支障を来さない範囲とする。

- (1) 屋内外における避難場所の提供
- (2) 浴場を開放しての入浴の提供
- (3) その他甲が可能とする協力

2 甲は、第2条に定める災害以外の災害について、乙の要請があった場合は、可能な限り前項に準じて協力を行うものとする。

(周知)

第4条 甲は、甲の敷地内に「すさみ町との協定による災害時避難場所」と明示した案内板を設置し、乙は、本協定の内容について町民に周知するものとする。

(防災訓練への参加)

第5条 甲は、乙が行う防災訓練に参加し、防災に関する知識等を習得し、災害時における対応に
万全を期すよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては施設長、乙においては総務課長とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定す
る。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名押印の上、各1通を保有する。

平成23年 3月30日

甲 和歌山県西牟婁郡すさみ町江住800番地

医療法人 健佑会

介護老人保健施設 けんゆう苑

施設長

森下 茂



乙 和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見4089番地

すさみ町長

橋本明彦





すさみ町災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定

すさみ町（以下「甲」という。）と社会福祉法人すさみ町社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、次のとおりすさみ町災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、すさみ町地域防災計画に基づき甲が設置し、乙が運営するすさみ町災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（センターの運営）

第2条 甲は、すさみ町災害対策本部を設置し、災害ボランティアの活動調整等を実施する組織の設置が必要と認めたときは、乙と協議の上、センターを設置し、乙はその運営に携わるものとする。

（センターの設置場所）

第3条 甲は、センターの本部をすさみ町地域福祉センター内に、支部を必要と認める場合は、甲乙協議の上、別途センターを設置するものとする。

（センターの業務）

第4条 センターが行う業務は、次のとおりとする。

（1）災害ボランティア（甲と災害ボランティア等に係る協定等を締結しているものを除く。）の受入れ及び派遣に関すること。

（2）その他災害ボランティア活動を支援するために必要な業務

（運営の要請）

第5条 甲は、乙にセンターの運営を要請するときは、センターの設置の日時及び場所その他センターの運営に必要な事項を明記し、文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（関係団体との協力体制）

第6条 甲及び乙は、各種ボランティア、地域住民及び消防関係団体と情報交換、災害訓練等を行い、平常時からこれら団体等との連携に努めなければならない。

（資機材等の確保）

第7条 甲と乙は、協力してセンターの運営に必要な資機材並びに災害ボランティア活動に必要な物資及び活動場所等を確保する。

（費用負担）

第8条 第4条各号に規定する業務に関し必要な費用は、甲が負担する。ただし、当該災害ボランティア活動に係る支援募金、助成金等の収入があるときは、これらの収入を当

該費用に充てるものとする。

2 乙は、前項本文に規定する費用の内訳について甲が説明を求めたときは、これに応じなければならない。

3 第1項本文に規定する費用の支払方法は、甲乙協議して別に定める。

(補償)

第9条 災害応急・復旧活動に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

2 前項のボランティア保険の加入に係る費用は、甲が負担するものとする。

(報告)

第10条 甲は、乙に対し、センターの運営状況について報告を求めることができる。

(協議)

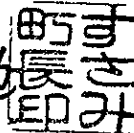
第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年5月14日

甲 和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見4089番地

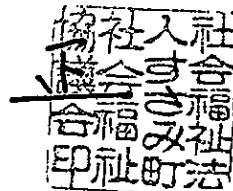
すさみ町長

岩田 勉 

乙 和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見4133番地

社会福祉法人 すさみ町社会福祉協議会

会長

成 松 

「災害時等の応援に関する申し合わせ」

災害時等の応援に関する申し合わせ



国土交通省近畿地方整備局長 上総周平（以下「甲」という。）とすさみ町長 岩田勉（以下「乙」という。）は、災害時等において、甲が乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申し合わせを行う。

（目的）

第1条 この申し合わせは、乙が代表する地方公共団体の区域において、災害が発生または、災害が発生する恐れがある場合において、被害の拡大と二次災害防止に資するために、甲が被災直後等の緊急的な対応（以下、「応援」という。）を実施することにより、国民の安全、安心を確保し、民生の安定を保持することを目的とする。

（応援の実施時期）

第2条 甲が応援を行う、次の各号に掲げる時期とする。

- 一 すさみ町内で重大な災害の発生または、発生するおそれがある場合
- 二 すさみ町災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

（応援の内容）

第3条 災害時等の応援は、次の各号に掲げる内容とする。

- 一 情報の収集・提供（リエゾン〔情報連絡員〕含む。）
- 二 近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊含む）
- 三 災害に係る専門家の派遣
- 四 甲が保有する車両、災害対策用機械等の貸し付け
- 五 甲が保有する通信機械等の貸し付け及び操作員の派遣
- 六 通行規制等の措置
- 七 その必要な事項

（リエゾンの派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合に、甲は、乙の災害対策本部等にリエゾンを派遣する。
なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（リエゾンの受け入れ）

第5条 乙は、甲から派遣されるリエゾンの活動場所として災害対策本部等に場所等を確保するものとする。

（緊急災害対策派遣隊の派遣）

第6条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合は、甲は、乙が代表する地方公共団体の区域に緊急災害対策派遣隊を派遣する。
なお、甲及び乙は、相互の連絡は甲から派遣されるリエゾンを通じて行うものとする。

10/27/24

(緊急災害対策派遣隊の受け入れ)

第7条 乙は、甲から派遣される緊急災害対策派遣隊の活動において必要となる資料(図面等)について、提供の協力をするものとする。

(緊急災害対策派遣隊の報告)

第8条 甲は、派遣した緊急災害対策派遣隊からの調査結果等の報告があった場合は、速やかに乙にその内容を提供するものとする。

(平素の協力)

第9条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

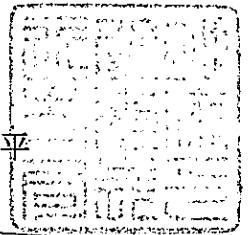
(その他)

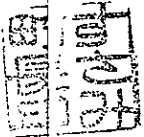
第10条 この申し合わせに定めのない事項、疑義に関しては、その都度甲及び乙が協議するものとする。

平成24年8月8日

甲 近畿地方整備局長 上総 周平

乙 すさみ町長 岩田





特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

すさみ町（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本契約に規定する「災害の発生」とは、強度の地震等の発生により都道府県が災害救助法を適用する地域において、広域停電が発生していること、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本契約に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を施設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本契約にもとづき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 屋内配線や保安器、引込線等の乙が設置する設備が甲の故意または重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、原則、甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報は甲乙互いに保管するものとする。

なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

(特設公衆電話の移転、廃止等)

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。
また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することに努めるものとする。

(定期試験の実施)

第7条 甲および乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2に定める接続試験を実施することとする。

(故障発見時の扱い)

第8条 甲および乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(特設公衆電話の開設)

第9条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者もしくは帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲と乙が連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとする。

(特設公衆電話の利用)

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用の終了)

第11条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合には、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(目的外利用の禁止)

第12条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(協議事項)

第13条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成 25 年 2 月 21 日

甲 すさみ町長 岩田 勉



乙 西日本電信電話株式会社
和歌山支店 法人営業部長
戸水 大助



災害時相互応援に関する協定書

田辺市、白浜町、上富田町、すさみ町、新宮市
那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町

災害時相互応援に関する協定

田辺市、白浜町、上富田町、すさみ町、新宮市、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町（以下「紀南10市町村」という。）は、災害時の相互応援に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、紀南10市町村の区域で災害が発生した場合に、相互に応援することに関し必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4）救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- （5）前各号に掲げるもののほか、特に必要があるもの

（応援の要請）

第3条 紀南10市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生した場合は、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（応援要請の手続き）

第4条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる事項を明らかにした文書により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）応援の場所及びその経路
- （3）必要とする食糧、飲料水及び生活必需物資の品名と数量
- （4）必要とする資機材、物資及び車両等の品名と数量
- （5）必要とする職員の職種別人員と派遣期間
- （6）その他応援を必要とする事項

(自主的応援)

第5条 紀南10市町村は、協定の相手方に災害が発生し応援の必要があると認めるときは、前条の応援要請を待たずに自主的に応援することができる。

2 前項に規定する自主的応援の内容は、第2条各号に定める内容のうち、応援を行う市町村が必要と認めるものとする。

3 自主的に応援を開始した後に前条に規定する応援要請を受けたときは、前項の規定にかかわらず、当該応援要請に応じた応援を行うものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

(1) 職員の派遣に要する経費は、応援を行う市町村の負担とする。

(2) 前号に掲げるもののほか、応援物資の調達その他応援に要する経費は、応援を受ける市町村の負担とする。ただし、紀南10市町村間の協議によっては、この限りではない。

2 応援を行った市町村は、応援を受けた市町村が前項第2号に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた市町村から申し出があった場合は、一時その費用を立替支弁するものとする。

(協議)

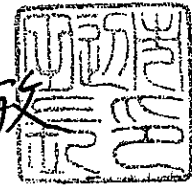
第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書10通を作成し、それぞれが署名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年10月9日

田辺市長

真砂 充敏



白浜町長

井 洞 誠



上富田町長

小 出 隆 道



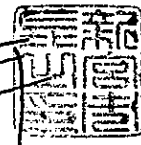
すさみ町長

岩 田 勉



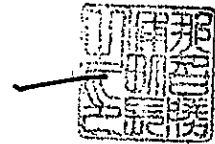
新宮市長

田岡 実千代



那智勝浦町長

寺 中 真 一



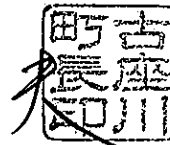
太地町長

三 新 一 登



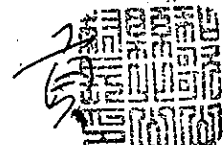
古座川町長

武 田 文 春



北山村長

奥 田 真 一

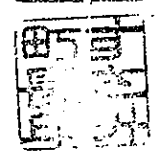


串本町長

田 嶋 勝 正



一、
 二、
 三、
 四、
 五、
 六、
 七、
 八、
 九、
 十、



大規模災害時に対応する医薬品の備蓄に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）とすさみ町長（以下「乙」という。）とは、和歌山県において地震等の大規模災害が発生した場合に備え、医療救護活動等に使用する医薬品の備蓄について、次のとおり協定を締結する。

（協定業務）

第1条 甲は、次の業務の実施を乙に要請し、乙は、これに応じるものとする。

- （1）業務名 災害対策用医薬品の備蓄業務
- （2）業務の内容 別紙一覧表の医薬品（以下「備蓄医薬品」という。）を備蓄する。
- （3）保管方法等 別紙備蓄医薬品管理要領のとおり

（有効期間）

第2条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。
ただし、この協定の有効期間の終了する1か月前までに、甲又は乙が相手方に対し特段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間、同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

（災害発生時の取扱い）

第3条 災害発生時には、備蓄医薬品を国保すさみ病院内において使用するものとする。
ただし、甲は、備蓄医薬品の他の被災地域等への放出を要請することができる。

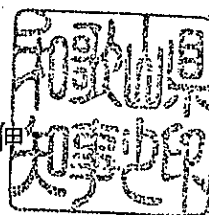
（その他）

第4条 この協定について疑義のあるとき、又はこの協定に定めのない事項で必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証としてこの証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年 4月 1日

甲 和歌山県知事 仁坂吉伸



乙 すさみ町長 岩田勉



災害の発生時における輸送及び荷さばき業務等の協力に関する協定書

すさみ町（以下「甲」という。）と公益社団法人和歌山県トラック協会（以下「乙」という。）は、災害が発生し、すさみ町災害対策本部が設置された場合、又は市町村相互の応援措置に必要な場合において、甲が乙に対して要請する輸送、荷下ろし、仕分け、管理及び積込み業務等（以下「輸送及び荷さばき業務等」という。）の協力に関する協定を次のとおり締結する。

（定義）

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害のうち、暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地滑りその他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。

（要請）

第2条 甲は、次に掲げる事項について、乙の協力が必要であると認めるとき、乙又は乙の会員に要請するものとする。

- (1) 輸送及び荷さばき業務等
- (2) 乙が供給した輸送用車両に甲の職員の同乗
- (3) 災害に関する諸情報の収集
- (4) その他乙が応じることができる事項

（実施）

第3条 乙又は乙の会員は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において協力し、実施するものとする。

（要請の手続き）

第4条 甲は、第2条の規定により、要請するときは、要請書（別記様式第1号）を乙に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する等やむを得ないときは、甲は、口頭又は電話等により要請を乙又は乙の会員に行うことができるものとする。この場合において、甲は、事後に要請書を乙に提出するものとする。

3 甲は、乙の会員に直接要請したときは、乙に対しその旨を報告するものとする。

4 前3項を行うため、甲及び乙は、本協定に関する担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選任するものとし、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡するものとする。

（経費の負担）

第5条 第2条の規定による要請業務に係る経費のうち、甲の負担する額は、災害が発生する直前における運賃、料金等を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

（災害補償）

第6条 第2条の規定による要請業務に従事した者が、業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合には、甲は次に掲げる場合を除き、法第84条第1項の規定によるすさみ町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第14号）の例により、その損害を補償する。

- (1) 業務に従事した者の故意又は重大な過失による場合

- (2) 当該損害につき、乙又は業務に従事する者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合
- (3) 当該災害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合
- (4) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令による損害補償の規定の適用を受けることができる場合
（協定の有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の30日前までに、甲又は乙がこの協定を終了する旨の意思表示を書面をもってしない限りは、期間満了の翌日から起算して1年間、この協定と同一の条件をもって更新され、以降同様とする。

（疑義等の決定）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年11月25日

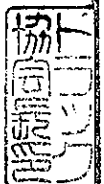
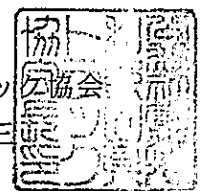
甲 和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見 4089 番地

すさみ町長 岩田 勉



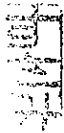
乙 和歌山市湊1414番地

公益社団法人和歌山県トラッ
会長 龍田潤三



様式第1号（第4条関係）

第 号
平成 年 月 日



公益社団法人和歌山県トラック協会
会長 龍田潤三様

すさみ町長 岩田



要 請 書

「災害の発生時における輸送及び荷さばき業務等の協力に関する協定書」に基づき、次のとおり要請します。

- (1) 要請事項
- (2) 要請期間（日時）
- (3) 積込み場所及び荷下ろし場所
- (4) 物資の品目及び数量
- (5) その他必要な事項





災害時における物資供給に関する協定書

すさみ町（以下「甲」という。）と NPO 法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年1月26日

甲 和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見4089番地
和歌山県すさみ町
町長 岩田



新潟県新潟市南区清水4501番地1
乙 NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 棒 雄一郎





災害時における住家の被害認定に関する協定書

すさみ町（以下「甲」という。）と公益社団法人日本建築家協会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害発生時における乙の社会貢献活動の一環として実施する災害時における住家の被害認定調査（以下「住家被害認定調査」という。）に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の地域において災害が発生した場合に、乙より円滑に支援協力が受けられるよう、住家被害認定調査の支援協力に関する手続き等について定めるものとする。

（支援協力の実施）

第2条 乙は、和歌山県と乙とで平成26年12月26日に締結された「災害時における住家の被害認定に関する包括協定書」に基づき、住家被害認定調査に係る支援協力を実施するものとする。

（従事者の災害補償）

第3条 認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。ただし、加入する保険の内容については甲乙協議の上、決定するものとする。

（第三者に及ぼした損害に対する補償）

第4条 甲の要請により乙が実施する業務に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその賠償に当たるものとする。ただし、故意に第三者に損害を与えるなど明らかに乙の責めに帰すべき事由がある場合は、乙が賠償に当たるものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、第2条の規定により派遣された乙の会員の人件費は負担しない。

2 乙が活動期間中に別途加入する災害補償保険等に係る保険料は、甲が負担する。

3 第2条に基づく要請で派遣された乙の会員の旅費（乙の近畿支部和歌山地域会員の住所地又は近畿支部和歌山地域会の住所地から甲の地域内までの旅費）は、甲が負担する。ただし、別途交通手段が確保された場合はこの限りではない。

4 甲からの要請に基づく活動従事期間における乙の会員の食糧及び宿泊場所について必要性があれば、原則として甲が確保に努めることとし、その費用は甲が別途直接、宿泊施設等に支払うものとする。

（費用の請求）

第6条 乙は、認定調査が完了したときは、速やかに前条第2項及び第3項の費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により請求された内容を確認の上、適当と認めたときは、速やかに乙に支払うものとする。

(秘密の保持)

第7条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施によって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。
ただし、期間の満了の1か月前までに甲又は乙が各相手方に対し特段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

(連絡責任者)

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙双方の連絡責任者を定めるものとする。

(協議事項)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及び疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その一通を保有する。

平成27年1月30日

甲 すさみ町長 岩田



乙 東京都渋谷区神宮前二丁目3番18号
公益社団法人 日本建築家協会
代表理事 芦原太郎





災害時における住家の被害認定に関する協定書

すさみ町（以下「甲」という。）と一般社団法人和歌山県建築士会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害発生時における乙の社会貢献活動の一環として実施する災害時における住家の被害認定調査（以下「住家被害認定調査」という。）に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の地域において災害が発生した場合に、乙より円滑に支援協力が受けられるよう、住家被害認定調査の支援協力に関する手続き等について定めるものとする。

（支援協力の実施）

第2条 乙は、和歌山県と乙とで平成26年12月26日に締結された「災害時における住家の被害認定に関する包括協定書」に基づき、住家被害認定調査に係る支援協力を実施するものとする。

（従事者の災害補償）

第3条 認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。ただし、加入する保険の内容については甲乙協議の上、決定するものとする。

（第三者に及ぼした損害に対する補償）

第4条 甲の要請により乙が実施する業務に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその賠償に当たるものとする。ただし、故意に第三者に損害を与えるなど明らかに乙の責めに帰すべき事由がある場合は、乙が賠償に当たるものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、第2条の規定により派遣された乙の会員の人件費は負担しない。

2 乙が活動期間中に別途加入する災害補償保険等に係る保険料は、甲が負担する。

3 第2条に基づく要請で派遣された乙の会員の旅費（乙の所属する支部の住所地から甲の地域内までの旅費）は、甲が負担する。ただし、別途交通手段が確保された場合はこの限りではない。

4 甲からの要請に基づく活動従事期間における乙の会員の食糧及び宿泊場所について必要性があれば、原則として甲が確保に努めることとし、その費用は甲が別途直接、宿泊施設等に支払うものとする。

（費用の請求）

第6条 乙は、認定調査が完了したときは、速やかに前条第2項及び第3項の費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により請求された内容を確認の上、適当と認めるときは、速やかに乙に支払うものとする。

(秘密の保持)

第7条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施によって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。
ただし、期間の満了の1か月前までに甲又は乙が各相手方に対し特段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

(連絡責任者)

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙双方の連絡責任者を定めるものとする。

(協議事項)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及び疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その一通を保有する。

平成27年1月30日

甲 すさみ町長 岩田



乙 和歌山市卜半町38番地

一般社団法人 和歌山県建築士会

会長 池内茂雄





災害時における住家の被害認定に関する協定書

すさみ町（以下「甲」という。）と一般社団法人和歌山県建築士事務所協会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害発生時における乙の社会貢献活動の一環として実施する災害時における住家の被害認定調査（以下「住家被害認定調査」という。）に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の地域において災害が発生した場合に、乙より円滑に支援協力が受けられるよう、住家被害認定調査の支援協力に関する手続き等について定めるものとする。

（支援協力の実施）

第2条 乙は、和歌山県と乙とで平成26年12月26日に締結された「災害時における住家の被害認定に関する包括協定書」に基づき、住家被害認定調査に係る支援協力を実施するものとする。

（従事者の災害補償）

第3条 認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。ただし、加入する保険の内容については甲乙協議の上、決定するものとする。

（第三者に及ぼした損害に対する補償）

第4条 甲の要請により乙が実施する業務に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその賠償に当たるものとする。ただし、故意に第三者に損害を与えるなど明らかに乙の責めに帰すべき事由がある場合は、乙が賠償に当たるものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、第2条の規定により派遣された乙の会員の人件費は負担しない。

2 乙が活動期間中に別途加入する災害補償保険等に係る保険料は、甲が負担する。

3 第2条に基づく要請で派遣された乙の会員の旅費（乙又は乙の会員の住所地のうち甲に近い住所地から甲の地域内までの旅費）は、甲が負担する。ただし、別途交通手段が確保された場合はこの限りではない。

4 甲からの要請に基づく活動従事期間における乙の会員の食糧及び宿泊場所について必要性があれば、原則として甲が確保に努めることとし、その費用は甲が別途直接、宿泊施設等に支払うものとする。

（費用の請求）

第6条 乙は、認定調査が完了したときは、速やかに前条第2項及び第3項の費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により請求された内容を確認の上、適当と認めたときは、速やかに乙に支払うものとする。

(秘密の保持)

第7条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施によって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。
ただし、期間の満了の1か月前までに甲又は乙が各相手方に対し特段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

(連絡責任者)

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙双方の連絡責任者を定めるものとする。

(協議事項)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及び疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その一通を保有する。

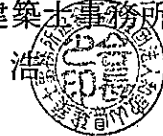
平成27年1月30日

甲 すさみ町長 岩 田



乙 和歌山市ト半町38番地

一般社団法人 和歌山県建築士事務所協会
会 長 小 川





災害時における緊急放送に関する協定書

すさみ町(以下「甲」という。)と株式会社全関西ケーブルテレビジョン(以下「乙」という。)は、災害時における緊急放送の実施に関し、次の通り協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、すさみ町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本町域に密着した緊急放送を通じて、迅速に災害及び防災に関する情報を周知することにより、被害の軽減を図り、もって町民の安全確保に寄与することを目的とする。

また、災害時以外に緊急を要する放送が必要となるときは、両者事前合意のうえ、本協定を準用する場合がある。

(定義)

第2条 この協定における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 災害とは、地震、豪雨、洪水、暴風、豪雪その他異常な自然現象又は大規模な火災、事故等の非常の状態をいう。
- (2) 緊急放送とは、前条の目的を達成するため、他の放送に優先して災害及び防災に関する情報を放送することをいう。

(緊急放送の実施)

第3条 甲は、緊急放送が必要と判断したときは、乙の運営する放送局の編成権を尊重し、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 次に掲げる緊急割込放送のうち、甲が適当と認める方法

ア 甲が編集する文字放送を乙の放送に割り込んで甲が行う緊急放送。

イ 甲の要請により乙の放送従事者が緊急放送を行う方法

2 前項(ア)に掲げる方法により緊急割込放送を実施するときは、甲はあらかじめその旨を乙に通知するものとする。ただし、急を要しあらかじめ通知するいとまがないときは、緊急割込放送実施後、速やかに報告するものとする。

3 第1項(イ)に掲げる方法により緊急放送を実施するときは、甲はその放送内容等について電子メール等文書で乙に要請するものとする。ただし、文書等が使用できないときは、電話等により要請することができる。

(連絡責任者)

第4条 甲及び乙は、緊急放送を円滑に実施するため、それぞれ連絡責任者を定め、書面により相手方に通知しなければならない。

(費用負担等)

第5条 甲の要請に基づく緊急放送に係る経費は、乙が負担する。長期間に及ぶ場合は、別途協議するものとする。

2 第3条第1号(ア)の緊急割込放送に係る装置、設備等の経費については、甲の負担とする。

(第三者への弁済)

第6条 緊急放送の実施により、第三者に損害を与えた場合は、甲乙協議の上解決を図るものとする。

(協定の期間)

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3月前までに甲又は乙からも何ら意思表示がないときは、さらに1年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 27 年4月 1 日

甲 和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見 4089

すさみ町長 岩田 知



乙 大阪市北区中之島 2-3-18

中之島フェスティバルタワー17階

株式会社全関西ケーブルテレビジョン

代表取締役社長 松尾 匡





災害発生時におけるすさみ町とすさみ町内郵便局の協力に関する協定

和歌山県すさみ町(以下「甲」という。)とすさみ町内郵便局(以下「乙」という。)は、すさみ町内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

(定義)

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、すさみ町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供

(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)

(2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実にを行うための必要な事項^(注)

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(注) 避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 すさみ町総務課長

乙 日本郵便株式会社 すさみ郵便局長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。


(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、2015年 5月 1日から2016年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

2015年 5月 1日

甲 住所
すさみ町
代表 すさみ町長

岩田 勉 


乙 住所
すさみ町内郵便局
代表 日本郵便株式会社 すさみ郵便局長

玉置 公良 

日本郵便株式会社 江住郵便局長

工藤 悟 

日本郵便株式会社 佐本郵便局長

五味 悟士 



災害の発生時における災害活動拠点に関する協定書

すさみ町（以下「甲」という。）と岩谷産業株式会社（以下「乙」という。）は、災害が発生し、すさみ町災害対策本部が設置された場合、又は市町村相互の応援措置に必要な場合において、甲が乙に対して要請する乙所有の土地（和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見 5346-1 周辺）を災害活動拠点としての使用に関して、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害のうち、暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地滑りその他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。

（要請・実施）

第2条 甲は、次に掲げる事項について、乙の協力が必要であると認めるとき要請するものとし、乙は、甲から要請を受けたときは、可能な範囲において協力するものとする。

- (1) 救援物資輸送車両の駐車場の提供
- (2) 一時避難場所の提供
- (3) 一般廃棄物集積場所の提供
- (4) 仮設住宅建設場所の提供
- (5) その他災害時、甲の要請により乙が受諾した場所の提供

2 前項に定めるもののほか、土地使用等の具体的内容については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（要請の手続き）

第3条 甲は、第2条の規定により、要請するときは、要請書（別記様式第1号）を乙に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する等やむを得ないときは、甲は、口頭又は電話等により要請を乙に行うことができるものとする。この場合において、甲は、事後に要請書を乙に提出するものとする。

（使用料）

第4条 土地の使用料は無償とする。

（経費の負担）

第5条 災害活動拠点として利用するための土地の整備費用は甲の負担とする。

2 土地の使用に際し、甲の過失により乙に損害を与えた場合は、甲がその賠償の責を負う。ただし、保険等により損害額がてん補された場合は、その部分を除くものとする。

(返還と原状回復)

第6条 災害活動拠点としての使用が終了した土地は、甲が速やかに原状回復し、乙に確認を受けた上で返還するものとする。

(疑義の決定)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間その効力を有する。但し、有効期間満了の2か月前までに、甲又は乙から相手方に対して、書面によりこの協定終了の申入れがない場合、この協定書は効力を持続する。

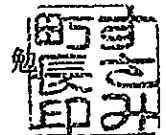
2 前項にかかわらず、甲又は乙が書面をもってこの協定の終了を通知した場合、当該通知日から2か月経過後にこの協定は終了する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年6月12日

甲 和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見 4089 番地

すさみ町長 岩 田



乙 大阪市中央区本町三丁目6番4号

岩谷産業株式会社

代表取締役社長 野 村 雅 男





災害時における住家の被害認定に関する協定書

すさみ町（以下「甲」という。）と一般社団法人和歌山県不動産鑑定士協会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害発生時における乙の社会貢献活動の一環として実施する災害時における住家の被害認定調査（以下「住家被害認定調査」という。）に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の地域において災害が発生した場合に、乙より円滑に支援協力が受けられるよう、住家被害認定調査の支援協力に関する手続き等について定めるものとする。

（支援協力の実施）

第2条 乙は、和歌山県と乙とで平成27年12月22日に締結された「災害時における住家の被害認定に関する包括協定書」に基づき、住家被害認定調査に係る支援協力を実施するものとする。

（従事者の災害補償）

第3条 認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。ただし、加入する保険の内容については甲乙協議の上、決定するものとする。

（第三者に及ぼした損害に対する補償）

第4条 甲の要請により乙が実施する業務に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその賠償に当たるものとする。ただし、故意に第三者に損害を与えるなど明らかに乙の責めに帰すべき事由がある場合は、乙が賠償に当たるものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、第2条の規定により派遣された乙の会員の人件費は負担しない。

2 乙が活動期間中に別途加入する災害補償保険等に係る保険料は、甲が負担する。

3 第2条に基づく要請で派遣された乙の会員の旅費（乙又は乙の会員の住所地のうち甲に近い住所地から甲の地域内までの旅費）は、甲が負担する。ただし、別途交通手段が確保された場合はこの限りではない。

4 甲からの要請に基づく活動従事期間における乙の会員の食糧及び宿泊場所について必要性があれば、原則として甲が確保に努めることとし、その費用は甲が別途直接、宿泊施設等に支払うものとする。

（費用の請求）

第6条 乙は、認定調査が完了したときは、速やかに前条第2項及び第3項の費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により請求された内容を確認の上、適当と認めるときは、速やかに乙に支払うものとする。

(秘密の保持)

第7条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施によって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間の満了の1か月前までに甲又は乙が各相手方に対し特段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

(連絡責任者)

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙双方の連絡責任者を定めるものとする。

(協議事項)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及び疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その一通を保有する。

平成28年1月22日

甲 すさみ町長 岩田



乙 和歌山市七番町一丁目 和歌山朝日ビル5階
一般社団法人和歌山県不動産鑑定士協会
会長



河合町・すさみ町
災害時相互応援協定

河合町・すさみ町災害時相互応援協定

河合町とすさみ町（以下「協定両町」という。）は、協定両町の区域内において災害が発生した場合に、災害を受けた町に対する応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4）救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- （5）前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第2条 応援を要請しようとする町（以下「応援要請町」という。）は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、電話、又は電信等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名数量等
- （3）前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- （4）応援場所及び応援場所への経路
- （5）応援の期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された町（以下「応援町」という。）は、極力これに応じ、応援活動に努めるものとする。

2 前条の規定にかかわらず、協定両町の区域において、地震等の大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、自らの判断により、自主応援活動を実施するものとする。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、協定両町が別に協議するところにより応援要請町又は応援町が負担するものとする。

（連絡担当部局）

第5条 協定両町は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局をそれぞれ定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(資料の交換)

第6条 協定両町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、協定両町が協議して定めるものとする。

第8条 この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定両町は記名押印のうち、各1通を保有する。

平成28年1月27日

奈良県北葛城郡河合町池部1丁目1-1

河合町長

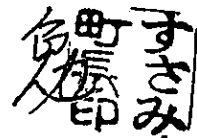
岡井 康 徳



和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見 4089

すさみ町長

岩 田 健 徳





すさみ町ヘリポートの使用に関する覚書

すさみ町（以下「甲」という。）とNHK和歌山放送局（以下「乙」という。）とは、すさみ町周参見4857番地の3にある町所有のヘリポート（以下「対象施設」という。）使用にあたっての留意事項に関し、次のとおり覚書を交換する。

（目的）

第1条 この覚書は、甲が所管する対象施設を乙が使用することに関して、連絡体制等の必要な事項について定め、乙が円滑かつ効果的に運航できる体制を確保することを目的とする。

（使用の許可等）

第2条 乙は、対象施設を使用する場合、甲に対し使用等に係る連絡を行うものとする。

2 乙の対象施設の使用は、原則、災害時の緊急報道のための取材ヘリコプターの離着陸のみとし、甲又は甲の関係する機関の救助活動及び防災活動を優先とする。

3 甲は、使用の連絡を受けた場合、必要に応じ対象施設の状況等について情報提供を行い、乙は対象施設の使用の可否を判断する。

4 乙は、使用等にあたり、対象施設及び設備を変更してはならない。

（安全確保）

第3条 対象施設の使用にあたっては、乙の運航マニュアル等に基づくとともに、施設使用者の誘導や一般交通及び周辺家屋等への影響に関する安全確保は、原則、乙が実施するものとする。

2 対象施設内での事故等不測の事態が発生した場合、乙が責任を持って対応する。

（連絡体制）

第4条 対象施設の使用が決定した時点から、甲乙が常に連絡等とれる体制を整えておくものとする。

（有効期間）

第5条 この覚書の有効期間は、平成28年2月22日から平成28年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙が特段

の申出を行わないときは、有効期間満了の日の翌日からさらに1年間有効とし、その後も同様とする。

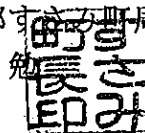
(協議)

第6条 この覚書に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この覚書の交換を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成28年2月22日

甲 和歌山県西牟婁郡すまみ町周参見4089
町長 岩田 勉



乙 和歌山市吹上2-3-47
日本放送協会 和歌山放送局
局長 眞貝 昌洋



避難勧告等の判断・伝達マニュアル

すさみ町

平成 26 年 9 月

目次

第1編 水害

- 1 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所 . . . 1
- 2 避難すべき区域（避難単位の設定） . . . 2
- 3 避難勧告等の発令の判断基準（具体的な考え方） . . . 3
- 4 総合的な判断方法 . . . 12
- 5 判断に必要な気象情報等の種別及び活用方法 . . . 14
- 6 避難勧告等の伝達方法 . . . 15
- 7 解除の対応 . . . 16

第2編 土砂災害

- 1 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所 . . . 17
- 2 避難すべき区域（避難単位の設定） . . . 17
- 3 避難勧告等の発令の判断基準（具体的な考え方） . . . 19
- 4 総合的な判断方法 . . . 21
- 5 判断に必要な気象情報等の種別及び活用方法 . . . 24
- 6 避難勧告等の伝達方法 . . . 25
- 7 解除の対応 . . . 26

第3編 高潮災害

- 1 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所 . . . 27
- 2 避難すべき区域（避難単位の設定） . . . 27
- 3 避難勧告等の発令の判断基準（具体的な考え方） . . . 28
- 4 総合的な判断方法 . . . 30
- 5 判断に必要な気象情報等の種別及び活用方法 . . . 31
- 6 避難勧告等の伝達方法 . . . 31
- 7 解除の対応 . . . 33

第4編 津波災害

- 1 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所 . . . 34
- 2 避難すべき区域（避難単位の設定） . . . 34
- 3 避難勧告等の発令の判断基準（具体的な考え方） . . . 35
- 4 避難勧告等の伝達方法 . . . 35
- 5 解除の対応 . . . 36

- 別紙「避難勧告の伝達先・伝達手段のチェックリスト」 . . . 37

第1編 水害

1 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

(1) 周参見川破堤・越水はん濫（水位周知河川）

ア 警戒すべき区間

- ・長宇井橋上流100mから河口まで

イ 周参見川の特徴

- ・降雨量にもよるが、上流小河内地域（代表雨量観測所小河内）に降った雨が約2～3時間後に河口付近に到達する見込みであり、望見橋観測所の水位と小河内地域の総雨量等を総合的に判断する必要がある。

ウ 特に注意を要する区間

水系名	河川名	左右岸	場 所	延長 (m)	危険理由
周参見川	周参見川	左岸	原（長宇井橋上流100m～ 長宇井橋上流70m）	30	堤防高
		左岸	立野（沼田谷橋上流630m～ 沼田谷橋上流150m）	480	堤防高
		左岸	防地（上水道水源地上流900m～ 上水道水源）	900	堤防高
		左岸	防地、田中、本城、堀地、石橋 （給食センター前水路 合流点～遠見橋）	630	堤防高
		左岸	下地二、本城（すさみ橋～ すさみ橋下流300m）	300	堤防高
		右岸	沼田谷（沼田谷橋上流370m～ 沼田谷橋上流20m）	350	堤防高
		右岸	沼田谷（沼田谷橋下流200m～ 沼田谷橋下流600m）	400	堤防高
		右岸	堀切、山崎（望見橋上流180m～ 遠見橋）	680	堤防高
		右岸	平松（すさみ橋～太間川合流点）	100	堤防高

(2) その他の河川の破堤・越水はん濫

ア 警戒すべき区間

- ・その他の河川流域

イ 特に注意を要する区間

水系名	河川名	左右岸	場 所	延長 (m)	危険理由
周参見川	太間川	左岸	入松（松の本橋）～ 平松（周参見川合流点）	1,980	堤防高
		右岸	入松（松の本橋上流100m～ 松の本橋）	100	堤防高
		右岸	入松（松の本橋）～ 太間地（太間地橋）	1,290	堤防断面
		右岸	太間地（太間地橋）～ 平松（平松橋）	600	堤防高

水系名	河川名	左右岸	場 所	延長 (m)	危険理由
和深川	和深川	左岸	口和深 (君嶋橋～君嶋橋下流 550m)	550	堤防高
		右岸	口和深 (君嶋橋～河口)	970	堤防高
日置川	城川	左岸	大附字古川 (出合橋下流 800m～出合橋下流 1,100m)	300	水衝・洗掘堤防高
		右岸	大附 (出合橋上流 200m～出合橋上流 120m)	80	水衝・洗掘堤防高
古座川	佐本川	左岸	大谷 (大谷橋上流 100m～大谷橋下流 250m)	350	水衝・洗掘堤防高
		右岸	大谷 (大谷橋上流 100m～大谷橋下流 250m)	350	水衝・洗掘堤防高
江須の川	江須の川	左岸	江住 (J R 鉄橋上流 350m～J R 鉄橋)	350	水衝・洗掘堤防高
		右岸	江住 (J R 鉄橋～河口)	350	水衝・洗掘堤防高
江住川	江住川	左岸	江住 (江住橋上流 700m～江住橋下流 100m)	800	水衝・洗掘堤防高
		右岸	江住 (江住橋上流 310m～江住橋下流 120m)	430	堤防高
里野西地川	里野西地川	左岸	里野 (J R 暗渠上流 400m～J R 暗渠)	400	堤防高

2 避難すべき区域

(1) 避難勧告等の対象となる「避難すべき区域」は下表のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

ア 重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等との間で相互に情報交換をすること（連絡先は別項を参照）。

イ 「避難すべき区域」は、過去の被害の実績や被害認定などを踏まえて特定したもので、自然現象のため不測の事態等も想定されるため、事態の進行・状況に応じて、避難勧告等の発令区域を適切に判断すること。

ウ 「避難すべき区域」特定の際に参考とした浸水想定区域図は、一定規模の外力等を想定した作成されており、想定を上回る災害が発生する可能性があることと、平均的な地盤高等を用いて計算されており、細かい地形が反映されていないことに留意すること。

(2) 周参見川破堤・越水はん濫

避難区域	対象区域	災害の様相	備考
想定浸水深 50cm程度以上	下地二地区、堀地地区、本城地区、石橋地区、田中地区、防地地区、沼田谷地区、立野地区、原地区、平松地区、山崎地区、堀切地区	床下浸水	近年氾濫による災害はないが、警戒を要する河川である 堀切地区には国保すさみ病院あり

(3) その他の河川の破堤・越水はん濫

避難区域	対象区域	災害の様相	備考
想定浸水深 50cm程度以上	【その他の河川】 特に注意を要する区間の 川沿い	床下浸水	近年氾濫による災害はないが、警戒を要する河川である

避難単位

上記対象地区単位

3 避難勧告等の発令の判断基準（具体的な考え方）

避難勧告等の発令の判断基準（具体的な考え方）は次表のとおりである。

この運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ・ 想定を越える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川の上流部でどのような状況になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- ・ 堤防の異常、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。

■周参見川破堤・越水はん濫（水位周知河川）

避難勧告等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

河川区分	水位周知河川				
河川の性格	洪水により相当規模以上の損害が発生する河川で、洪水予測が困難な河川				
河川名	周参見川				
水位観測所	望見橋水位観測所				
対象地区	下地二地区、堀地地区、本城地区、石橋地区、田中地区、防地地区、沼田谷地区、立野地区、原地区、平松地区、山崎地区、堀切地区				
判断のタイミング	日中の発令		夜間になることを考慮した発令		
	実況状況等に基づく場合	3時間後の予測情報に基づく場合	実況状況等に基づく場合	3時間後の予測情報に基づく場合	概ね12時間後の予測情報に基づく場合
避難準備情報	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①はん濫注意水位(2.5m)に到達したとき、若しくは、はん濫注意情報が発表されたとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が注意報基準に達し、さらに上昇すると予測されているとき</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①規格化版流域雨量指数の値が注意報基準程度となり、1～3時間後にさらに上昇すると予測されているとき</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①はん濫注意水位(2.5m)に到達したとき、若しくは、はん濫注意情報が発表されたとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が注意報基準に達し、さらに上昇すると予測されているとき</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①規格化版流域雨量指数の値が注意報基準程度となり、1～3時間後にさらに上昇すると予測されているとき</p>	<p>【雨量情報】</p> <p>①現在の水位情報を確認し、長期的な雨量予測(SYNFOS-3D降水予測、県気象情報、気象台ホットライン)を基に避難判断水位を超過すると見込まれるとき</p> <p>※現在までの雨量(多いところ)及び12時間先までの降水予測(SYNFOS-3D降水予測等)から当該河川で過去に「避難判断水位」を超えたときの雨量(最大値)に近づく可能性があるときを参考にする。</p>
避難勧告	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①避難判断水位(2.9m)に到達したとき、若しくは、はん濫警戒情報が発表されたとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が警戒基準に達し、さらに上昇すると予測されているとき</p> <p>【現地情報】</p> <p>①河川管理施設の異常(漏水等破堤につながるおそれのある被災等)を確認したとき</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①規格化版流域雨量指数の値が警戒基準程度となり、1～3時間後にさらに上昇すると予測されているとき</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①避難判断水位(2.9m)に到達したとき、若しくは、はん濫警戒情報が発表されたとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が警戒基準に達し、さらに上昇すると予測されているとき</p> <p>【現地情報】</p> <p>①河川管理施設の異常(漏水等破堤につながるおそれのある被災等)を確認したとき</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①規格化版流域雨量指数の値が警戒基準程度となり、1～3時間後にさらに上昇すると予測されているとき</p>	<p>【雨量情報】</p> <p>①現在の水位情報を確認し、長期的な雨量予測(SYNFOS-3D降水予測、県気象情報、気象台ホットライン)を基に「はん濫危険水位」を超過する又は「はん濫」が発生すると見込まれるとき</p> <p>※台風や前線などの影響で今後の降雨が同じような場所で継続することが見込まれるような状況において、現在までの雨量(多いところ)及び12時間先までの降水予測(SYNFOS-3D降水予測等)から当該河川で過去に「はん濫危険水位」を超過したとき又は「はん濫」が発生したときの雨量(最大値)に近づく可能性があるときを参考にする。</p> <p>注)発令時点の現況水位が「はん濫注意水位」を超過していないなどの場合においては、気象状況等を考慮して慎重に判断すること</p>
避難指示	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①はん濫危険水位(3.4m)に到達したとき、若しくは、はん濫危険情報が発表されたとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が過去20年経験がない程度となり、また、流域雨量指数の値が既往最大程度となり、さらに上昇すると予測されているとき</p> <p>【現地情報】</p> <p>①破堤を確認したとき</p> <p>②河川管理施設の大規模異常(堤防本体の亀裂、大規模漏水等)を確認したとき</p> <p>③河川管理施設の異常(水門が閉まらない等の事故)を確認したとき</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①規格化版流域雨量指数の値が過去20年経験がない程度となり、また、流域雨量指数の値が既往最大程度となり、1～3時間後にさらに上昇すると予測されているとき</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①はん濫危険水位(3.4m)に到達したとき、若しくは、はん濫危険情報が発表されたとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が過去20年経験がない程度となり、また、流域雨量指数の値が既往最大程度となり、さらに上昇すると予測されているとき</p> <p>【現地情報】</p> <p>①破堤を確認したとき</p> <p>②河川管理施設の大規模異常(堤防本体の亀裂、大規模漏水等)を確認したとき</p> <p>③河川管理施設の異常(水門が閉まらない等の事故)を確認したとき</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①規格化版流域雨量指数の値が過去20年経験がない程度となり、また、流域雨量指数の値が既往最大程度となり、1～3時間後にさらに上昇すると予測されているとき</p>	<p>【雨量情報】</p> <p>①現在の水位情報を確認し、長期的な雨量予測(SYNFOS-3D降水予測、県気象情報、気象台ホットライン)を基に「はん濫危険水位」を超過する又は「はん濫」が発生すると見込まれるとき</p> <p>※台風や前線などの影響で今後の降雨が同じような場所で継続することが見込まれるような状況において、現在までの雨量(多いところ)及び12時間先までの降水予測(SYNFOS-3D降水予測等)から当該河川で過去に「はん濫危険水位」を超過したとき又は「はん濫」が発生したときの雨量(最大値)に近づく可能性があるときを参考にする。</p> <p>注)発令時点の現況水位が「はん濫注意水位」を超過していないなどの場合においては、気象状況等を考慮して慎重に判断すること</p>

注1)雨量情報に基づく発令は洪水警報が発表されていることを前提とする。

注2)規格化版流域雨量指数は、注意報程度を0.40～0.49、警戒程度を0.70～0.79、過去20年経験がない程度を1.0以上とする。

ただし、当該地区において過去に災害が発生していない場合においては、それぞれ1ランク上の区分とする他地区の状況を考慮すること。

注3)過去に「はん濫危険水位」に達したときの雨量や「はん濫」したときの雨量を活用する場合は、その後の河川改修等の状況を考慮して規定すること。

■太間川破堤・越水はん濫（中小河川「その他河川」）

避難勧告等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

河川区分	水位周知河川以外の中小河川（その他の河川）				
河川の性格	リアルタイムの水位観測ができない中小河川				
河川名	太間川				
水位観測所	---				
対象地区	川沿い				
判断の タイミング	日中の発令		夜間になることを考慮した発令		
	実況状況等に基づく場合	3時間後の予測情報に基づく場合	実況状況等に基づく場合	3時間後の予測情報に基づく場合	概ね12時間後の予測情報に基づく場合
避難準備情報	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①水位が太間地橋主桁から1.2mに到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が注意報基準に達し、さらに上昇すると予測されているとき</p> <p>【現地情報】</p> <p>①洪水警報や大雨警報が発表され、短時間の気象予測や河川等の巡視の報告などから、災害時要援護者の避難に必要な時間の経過後に浸水被害が発生する危険があると判断されるとき</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①河川流域の雨量が今後1～3時間後で70mm/h超となり、洪水注意報基準の規格化版流域雨量指数を著しく超過しているとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が注意報基準程度となり、1～3時間後にさらに上昇傾向にあるとき</p> <p>【現地情報】</p> <p>①洪水警報や大雨警報が発表され、短時間の気象予測や河川等の巡視の報告などから、災害時要援護者の避難に必要な時間の経過後に浸水被害が発生する危険があると判断されるとき</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①水位が太間地橋主桁から1.2mに到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が注意報基準に達し、さらに上昇すると予測されているとき</p> <p>【現地情報】</p> <p>①洪水警報や大雨警報が発表され、短時間の気象予測や河川等の巡視の報告などから、災害時要援護者の避難に必要な時間の経過後に浸水被害が発生する危険があると判断されるとき</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①河川流域の雨量が今後1～3時間後で70mm/h超となり、洪水注意報基準の規格化版流域雨量指数を著しく超過しているとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が注意報基準程度となり、1～3時間後にさらに上昇傾向にあるとき</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①河川流域の雨量が今後4～12時間後で70mm/h超となり、洪水警報基準の規格化版流域雨量指数を著しく超過しているとき</p>
避難勧告	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①水位が太間地橋主桁から0.8mに到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が警報基準に達し、さらに上昇すると予測されているとき</p> <p>【現地情報】</p> <p>①河川管理施設の異常（漏水等破堤につながるおそれのある被災等）を確認したとき</p> <p>②洪水警報や大雨警報が発表され、向こう短時間の気象予測や河川等の巡視の報告などから、住民の避難に必要な時間経過後に浸水被害が発生する危険があると判断されるとき</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①河川流域の雨量が今後1～3時間後で100mm/h超となり、洪水警報基準の規格化版流域雨量指数を著しく超過しているとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が警報基準程度となり、1～3時間後にさらに上昇傾向にあるとき</p> <p>【現地情報】</p> <p>①河川管理施設の異常（漏水等破堤につながるおそれのある被災等）を確認したとき</p> <p>②洪水警報や大雨警報が発表され、向こう短時間の気象予測や河川等の巡視の報告などから、住民の避難に必要な時間経過後に浸水被害が発生する危険があると判断されるとき</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①水位が太間地橋主桁から0.8mに到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が警報基準に達し、さらに上昇すると予測されているとき</p> <p>【現地情報】</p> <p>①河川管理施設の異常（漏水等破堤につながるおそれのある被災等）を確認したとき</p> <p>②洪水警報や大雨警報が発表され、向こう短時間の気象予測や河川等の巡視の報告などから、住民の避難に必要な時間経過後に浸水被害が発生する危険があると判断されるとき</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①河川流域の雨量が今後1～3時間後で70mm/h超となり、洪水警報基準の規格化版流域雨量指数を著しく超過しているとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が警報基準程度となり、1～3時間後にさらに上昇傾向にあるとき</p>	<p>【雨量情報】</p> <p>①台風や前線などの影響で今後の降雨が同じような場所で継続することが見込まれるような状況において、現在までの雨量（多いところ）及び12時間先までの降水予測（SYNFOS-3D降水予測等）から当該河川で過去にはん濫が発生したときの雨量（最大値）に近づく可能性があるとき</p> <p>注）台風や前線が長期にわたり影響するなど気象状況を考慮して慎重に判断すること。</p>
避難指示	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①水位が太間地橋主桁から0.5mに到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が過去20年経験がない程度となり、また、流域雨量指数の値が既往最大程度となり、さらに上昇すると予測されているとき</p> <p>【現地情報】</p> <p>①破堤を確認したとき</p> <p>②河川管理施設の大規模異常（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）を確認したとき</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①規格化版流域雨量指数の値が過去20年経験がない程度となり、また、流域雨量指数の値が既往最大程度となり、1～3時間にさらに上昇傾向にあるとき</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①水位が太間地橋主桁から0.5mに到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が過去20年経験がない程度となり、また、流域雨量指数の値が既往最大程度となり、さらに上昇すると予測されているとき</p> <p>【現地情報】</p> <p>①破堤を確認したとき</p> <p>②河川管理施設の大規模異常（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）を確認したとき</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①規格化版流域雨量指数の値が過去20年経験がない程度となり、また、流域雨量指数の値が既往最大程度となり、1～3時間にさらに上昇傾向にあるとき</p>	

注1)雨量情報に基づく発令は洪水警報が発表されていることを前提とする。

注2)規格化版流域雨量指数は、注意報程度を0.40～0.49、警報程度を0.70～0.79、過去20年経験がない程度及び既往最大程度を1.0以上とする。ただし、当該地区において過去に災害が発生していない場合においては、それぞれ1ランク上の区分とする他地区の状況を考慮すること。

■和深川破堤・越水はん濫（中小河川「その他河川」）

避難勧告等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

河川区分	上記以外の中小河川(その他の河川)				
河川の性格	リアルタイムの水位観測ができない中小河川				
河川名	和深川				
水位観測所	---				
対象地区	川沿い				
判断の タイミング	日中の発令		夜間になることを考慮した発令		
	実況状況等に基づく場合	3時間後の予測情報に基づく場合	実況状況等に基づく場合	3時間後の予測情報に基づく場合	概ね12時間後の予測情報に基づく場合
避難 準備情報	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①水位が口和深集会センター前橋主桁から1.5mに到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が注意基準に達し、さらに上昇すると予測されているとき</p> <p>【現地情報】</p> <p>①洪水警報や大雨警報が発表され、短時間の気象予測や河川等の巡視の報告などから、災害時要援護者の避難に必要な時間の経過後に浸水被害が発生する危険があると判断される時</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①河川流域の雨量が今後1～3時間後で70mm/h超となっており、洪水注意基準の規格化版流域雨量指数を著しく超過しているとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が注意基準程度となり、1～3時間後にさらに上昇傾向にあるとき</p> <p>【現地情報】</p> <p>①洪水警報や大雨警報が発表され、短時間の気象予測や河川等の巡視の報告などから、災害時要援護者の避難に必要な時間の経過後に浸水被害が発生する危険があると判断される時</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①水位が口和深集会センター前橋主桁から1.5mに到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が注意基準に達し、さらに上昇すると予測されているとき</p> <p>【現地情報】</p> <p>①洪水警報や大雨警報が発表され、短時間の気象予測や河川等の巡視の報告などから、災害時要援護者の避難に必要な時間の経過後に浸水被害が発生する危険があると判断される時</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①河川流域の雨量が今後1～3時間後で70mm/h超となっており、洪水注意基準の規格化版流域雨量指数を著しく超過しているとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が注意基準程度となり、1～3時間後にさらに上昇傾向にあるとき</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①河川流域の雨量が今後4～12時間後で70mm/h超となっており、洪水警報基準の規格化版流域雨量指数を著しく超過しているとき</p>
避難勧告	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①水位が口和深集会センター前橋主桁から1.2mに到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が警報基準に達し、さらに上昇すると予測されているとき</p> <p>【現地情報】</p> <p>①河川管理施設の異常(漏水等破堤につながるおそれのある被災等)を確認したとき</p> <p>②洪水警報や大雨警報が発表され、向こう短時間の気象予測や河川等の巡視の報告などから、住民の避難に必要な時間経過後に浸水被害が発生する危険があると判断される時</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①河川流域の雨量が今後1～3時間後で100mm/h超となっており、洪水警報基準の規格化版流域雨量指数を著しく超過しているとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が警報基準程度となり、1～3時間後にさらに上昇傾向にあるとき</p> <p>【現地情報】</p> <p>①河川管理施設の異常(漏水等破堤につながるおそれのある被災等)を確認したとき</p> <p>②洪水警報や大雨警報が発表され、向こう短時間の気象予測や河川等の巡視の報告などから、住民の避難に必要な時間経過後に浸水被害が発生する危険があると判断される時</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①水位が口和深集会センター前橋主桁から1.2mに到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が警報基準に達し、さらに上昇すると予測されているとき</p> <p>【現地情報】</p> <p>①河川管理施設の異常(漏水等破堤につながるおそれのある被災等)を確認したとき</p> <p>②洪水警報や大雨警報が発表され、向こう短時間の気象予測や河川等の巡視の報告などから、住民の避難に必要な時間経過後に浸水被害が発生する危険があると判断される時</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①河川流域の雨量が今後1～3時間後で70mm/h超となっており、洪水警報基準の規格化版流域雨量指数を著しく超過しているとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が警報基準程度となり、1～3時間後にさらに上昇傾向にあるとき</p>	<p>【雨量情報】</p> <p>①台風や前線などの影響で今後の降雨が同じような場所で継続することが見込まれるような状況において、現在までの雨量(多いところ)及び12時間先までの降水予測(SYNFOS-3D降水予測等)から当該河川で過去には氾濫が発生したときの雨量(最大値)に近づく可能性があるとき</p> <p>注) 台風や前線が長期にわたる影響するなど気象状況を考慮して慎重に判断すること。</p>
避難指示	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①水位が口和深集会センター前橋主桁から0.7mに到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が過去20年経験がない程度となり、また、流域雨量指数の値が既往最大程度となり、さらに上昇すると予測されているとき</p> <p>【現地情報】</p> <p>①破堤を確認したとき</p> <p>②河川管理施設の大規模異常(堤防本体の亀裂、大規模漏水等)を確認したとき</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①規格化版流域雨量指数の値が過去20年経験がない程度となり、また、流域雨量指数の値が既往最大程度となり、1～3時間後にさらに上昇傾向にあるとき</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①水位が口和深集会センター前橋主桁から0.7mに到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が過去20年経験がない程度となり、また、流域雨量指数の値が既往最大程度となり、さらに上昇すると予測されているとき</p> <p>【現地情報】</p> <p>①破堤を確認したとき</p> <p>②河川管理施設の大規模異常(堤防本体の亀裂、大規模漏水等)を確認したとき</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①規格化版流域雨量指数の値が過去20年経験がない程度となり、また、流域雨量指数の値が既往最大程度となり、1～3時間後にさらに上昇傾向にあるとき</p>	

注1) 雨量情報に基づく発令は洪水警報が発表されていることを前提とする。

注2) 規格化版流域雨量指数は、注意警報程度を0.40～0.49、警報程度を0.70～0.79、過去20年経験がない程度及び既往最大程度を1.0以上とする。ただし、当該地区において過去に災害が発生していない場合においては、それぞれ1ランク上の区分とする他地区の状況を考慮すること。

■城川破堤・越水はん濫（中小河川「その他河川」）

避難勧告等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

河川区分	上記以外の中小河川(その他の河川)				
河川の性格	リアルタイムの水位観測ができない中小河川				
河川名	城川				
水位観測所	---				
対象地区	川沿い				
判断の タイミング	日中の発令		夜間になることを考慮した発令		
	実況状況等に基づく場合	3時間後の予測情報に基づく場合	実況状況等に基づく場合	3時間後の予測情報に基づく場合	概ね12時間後の予測情報に基づく場合
避難準備情報	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①水位が出合橋主桁から1.2mに到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が注意報基準に達し、さらに上昇すると予測されているとき</p> <p>【現地情報】</p> <p>①洪水警報や大雨警報が発表され、短時間の気象予測や河川等の巡視の報告などから、災害時要援護者の避難に必要な時間の経過後に浸水被害が発生する危険があると判断されるとき</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①河川流域の雨量が今後1～3時間後で70mm/h超となっており、洪水注意報基準の規格化版流域雨量指数を著しく超過しているとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が注意報基準程度となり、1～3時間後にさらに上昇傾向にあるとき</p> <p>【現地情報】</p> <p>①洪水警報や大雨警報が発表され、短時間の気象予測や河川等の巡視の報告などから、災害時要援護者の避難に必要な時間の経過後に浸水被害が発生する危険があると判断されるとき</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①水位が出合橋主桁から1.2mに到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が注意報基準に達し、さらに上昇すると予測されているとき</p> <p>【現地情報】</p> <p>①洪水警報や大雨警報が発表され、短時間の気象予測や河川等の巡視の報告などから、災害時要援護者の避難に必要な時間の経過後に浸水被害が発生する危険があると判断されるとき</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①河川流域の雨量が今後1～3時間後で70mm/h超となっており、洪水注意報基準の規格化版流域雨量指数を著しく超過しているとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が注意報基準程度となり、1～3時間後にさらに上昇傾向にあるとき</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①河川流域の雨量が今後4～12時間後で70mm/h超となっており、洪水警報基準の規格化版流域雨量指数を著しく超過しているとき</p>
避難勧告	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①水位が出合橋主桁から1.0mに到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が警報基準に達し、さらに上昇すると予測されているとき</p> <p>【現地情報】</p> <p>①河川管理施設の異常(漏水等破堤につながるおそれのある被災等)を確認したとき</p> <p>②洪水警報や大雨警報が発表され、向こう短時間の気象予測や河川等の巡視の報告などから、住民の避難に必要な時間経過後に浸水被害が発生する危険があると判断されるとき</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①河川流域の雨量が今後1～3時間後で100mm/h超となっており、洪水警報基準の規格化版流域雨量指数を著しく超過しているとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が警報基準程度となり、1～3時間後にさらに上昇傾向にあるとき</p> <p>【現地情報】</p> <p>①河川管理施設の異常(漏水等破堤につながるおそれのある被災等)を確認したとき</p> <p>②洪水警報や大雨警報が発表され、向こう短時間の気象予測や河川等の巡視の報告などから、住民の避難に必要な時間経過後に浸水被害が発生する危険があると判断されるとき</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①水位が出合橋主桁から1.0mに到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が警報基準に達し、さらに上昇すると予測されているとき</p> <p>【現地情報】</p> <p>①河川管理施設の異常(漏水等破堤につながるおそれのある被災等)を確認したとき</p> <p>②洪水警報や大雨警報が発表され、向こう短時間の気象予測や河川等の巡視の報告などから、住民の避難に必要な時間経過後に浸水被害が発生する危険があると判断されるとき</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①河川流域の雨量が今後1～3時間後で70mm/h超となっており、洪水警報基準の規格化版流域雨量指数を著しく超過しているとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が警報基準程度となり、1～3時間後にさらに上昇傾向にあるとき</p>	<p>【雨量情報】</p> <p>①台風や前線などの影響で今後の降雨が同じような場所で継続することが見込まれるような状況において、現在までの雨量(多いところ)及び12時間先までの降水予測(SYNFOS-3D降水予測等)から当該河川で過去にはん濫が発生したときの雨量(最大値)に近づく可能性があるとき</p> <p>注)台風や前線が長期にわたって影響するなど気象状況を考慮して慎重に判断すること。</p>
避難指示	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①水位が出合橋主桁から0.7mに到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が過去20年経験がない程度となり、また、流域雨量指数の値が既往最大程度となり、さらに上昇すると予測されているとき</p> <p>【現地情報】</p> <p>①破堤を確認したとき</p> <p>②河川管理施設の大規模異常(堤防本体の亀裂、大規模漏水等)を確認したとき</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①規格化版流域雨量指数の値が過去20年経験がない程度となり、また、流域雨量指数の値が既往最大程度となり、1～3時間後にさらに上昇傾向にあるとき</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①水位が出合橋主桁から0.7mに到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が過去20年経験がない程度となり、また、流域雨量指数の値が既往最大程度となり、さらに上昇すると予測されているとき</p> <p>【現地情報】</p> <p>①破堤を確認したとき</p> <p>②河川管理施設の大規模異常(堤防本体の亀裂、大規模漏水等)を確認したとき</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①規格化版流域雨量指数の値が過去20年経験がない程度となり、また、流域雨量指数の値が既往最大程度となり、1～3時間後にさらに上昇傾向にあるとき</p>	

注1)雨量情報に基づく発令は洪水警報が発表されていることを前提とする。

注2)規格化版流域雨量指数は、注意報程度を0.40～0.49、警報程度を0.70～0.79、過去20年経験がない程度及び既往最大程度を1.0以上とする。ただし、当該地区において過去に災害が発生していない場合においては、それぞれ1ランク上の区分とする他地区の状況を考慮すること。

■佐本川破堤・越水はん濫（中小河川「その他河川」）

避難勧告等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

河川区分	上記以外の中小河川（その他の河川）				
河川の性格	リアルタイムの水位観測ができない中小河川				
河川名	佐本川				
水位観測所	---				
対象地区	川沿い				
判断の タイミング	日中の発令		夜間になることを考慮した発令		
	実況状況等に基づく場合	3時間後の予測情報に基づく場合	実況状況等に基づく場合	3時間後の予測情報に基づく場合	概ね12時間後の予測情報に基づく場合
避難準備情報	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①水位が大谷橋主桁から1.0mに到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が注意報基準に達し、さらに上昇すると予測されているとき</p> <p>【現地情報】</p> <p>①洪水警報や大雨警報が発表され、短時間の気象予測や河川等の巡視の報告などから、災害時要援護者の避難に必要な時間の経過後に浸水被害が発生する危険があると判断される時</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①河川流域の雨量が今後1～3時間後で70mm/h超となり、洪水注意報基準の規格化版流域雨量指数を著しく超過しているとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が注意報基準程度となり、1～3時間後にさらに上昇傾向にあるとき</p> <p>【現地情報】</p> <p>①洪水警報や大雨警報が発表され、短時間の気象予測や河川等の巡視の報告などから、災害時要援護者の避難に必要な時間の経過後に浸水被害が発生する危険があると判断される時</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①水位が大谷橋主桁から1.0mに到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が注意報基準に達し、さらに上昇すると予測されているとき</p> <p>【現地情報】</p> <p>①洪水警報や大雨警報が発表され、短時間の気象予測や河川等の巡視の報告などから、災害時要援護者の避難に必要な時間の経過後に浸水被害が発生する危険があると判断される時</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①河川流域の雨量が今後1～3時間後で70mm/h超となり、洪水注意報基準の規格化版流域雨量指数を著しく超過しているとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が注意報基準程度となり、1～3時間後にさらに上昇傾向にあるとき</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①河川流域の雨量が今後4～12時間後で70mm/h超となり、洪水警報基準の規格化版流域雨量指数を著しく超過しているとき</p>
避難勧告	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①水位が大谷橋主桁から0.5mに到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が警報基準に達し、さらに上昇すると予測されているとき</p> <p>【現地情報】</p> <p>①河川管理施設の異常（漏水等破堤につながるおそれのある被災等）を確認したとき</p> <p>②洪水警報や大雨警報が発表され、向こう短時間の気象予測や河川等の巡視の報告などから、住民の避難に必要な時間経過後に浸水被害が発生する危険があると判断される時</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①河川流域の雨量が今後1～3時間後で100mm/h超となり、洪水警報基準の規格化版流域雨量指数を著しく超過しているとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が警報基準程度となり、1～3時間後にさらに上昇傾向にあるとき</p> <p>【現地情報】</p> <p>①河川管理施設の異常（漏水等破堤につながるおそれのある被災等）を確認したとき</p> <p>②洪水警報や大雨警報が発表され、向こう短時間の気象予測や河川等の巡視の報告などから、住民の避難に必要な時間経過後に浸水被害が発生する危険があると判断される時</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①水位が大谷橋主桁から0.5mに到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が警報基準に達し、さらに上昇すると予測されているとき</p> <p>【現地情報】</p> <p>①河川管理施設の異常（漏水等破堤につながるおそれのある被災等）を確認したとき</p> <p>②洪水警報や大雨警報が発表され、向こう短時間の気象予測や河川等の巡視の報告などから、住民の避難に必要な時間経過後に浸水被害が発生する危険があると判断される時</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①河川流域の雨量が今後1～3時間後で70mm/h超となり、洪水警報基準の規格化版流域雨量指数を著しく超過しているとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が警報基準程度となり、1～3時間後にさらに上昇傾向にあるとき</p>	<p>【雨量情報】</p> <p>①台風や前線などの影響で今後の降雨が同じような場所で継続することが見込まれるような状況において、現在までの雨量（多いと予測）及び12時間先までの降水予測（SYNFOS-3D降水予測等）から当該河川で過去にははん濫が発生したときの雨量（最大値）に近づく可能性があるとき</p> <p>注）台風や前線が長期にわたる影響するなど気象状況を考慮して慎重に判断すること。</p>
避難指示	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①水位が大谷橋主桁から0.3mに到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が過去20年経験がない程度となり、また、流域雨量指数の値が既往最大程度となり、1～3時間後にさらに上昇傾向にあるとき</p> <p>【現地情報】</p> <p>①破堤を確認したとき</p> <p>②河川管理施設の大規模異常（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）を確認したとき</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①規格化版流域雨量指数の値が過去20年経験がない程度となり、また、流域雨量指数の値が既往最大程度となり、1～3時間後にさらに上昇傾向にあるとき</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①水位が大谷橋主桁から0.3mに到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が過去20年経験がない程度となり、また、流域雨量指数の値が既往最大程度となり、さらに上昇すると予測されているとき</p> <p>【現地情報】</p> <p>①破堤を確認したとき</p> <p>②河川管理施設の大規模異常（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）を確認したとき</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①規格化版流域雨量指数の値が過去20年経験がない程度となり、また、流域雨量指数の値が既往最大程度となり、1～3時間後にさらに上昇傾向にあるとき</p>	

注1) 雨量情報に基づく発令は洪水警報が発表されていることを前提とする。

注2) 規格化版流域雨量指数は、注意報程度を0.40～0.49、警報程度を0.70～0.79、過去20年経験がない程度及び既往最大程度を1.0以上とする。ただし、当該地区において過去に災害が発生していない場合においては、それぞれ1ランク上の区分とする他地区の状況を考慮すること。

■江須の川破堤・越水はん濫（中小河川「その他河川」）

避難勧告等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

河川区分	上記以外の中小河川(その他の河川)				
河川の性格	リアルタイムの水位観測ができない中小河川				
河川名	江須の川				
水位観測所	---				
対象地区	川沿い				
判断の タイミング	日中の発令		夜間になることを考慮した発令		
	実況状況等に基づく場合	3時間後の予測情報に基づく場合	実況状況等に基づく場合	3時間後の予測情報に基づく場合	概ね12時間後の予測情報に基づく場合
避難準備情報	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①水位が無名橋主桁から0.7mに到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が注意報基準に達し、さらに上昇すると予測されているとき</p> <p>【現地情報】</p> <p>①洪水警報や大雨警報が発表され、短時間の気象予測や河川等の巡視の報告などから、災害時要援護者の避難に必要な時間の経過後に浸水被害が発生する危険があると判断されるとき</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①河川流域の雨量が今後1～3時間後で70mm/h超となり、洪水注意報基準の規格化版流域雨量指数を著しく超過しているとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が注意報基準程度となり、1～3時間後にさらに上昇傾向にあるとき</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①水位が無名橋主桁から0.7mに到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が注意報基準に達し、さらに上昇すると予測されているとき</p> <p>【現地情報】</p> <p>①洪水警報や大雨警報が発表され、短時間の気象予測や河川等の巡視の報告などから、災害時要援護者の避難に必要な時間の経過後に浸水被害が発生する危険があると判断されるとき</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①河川流域の雨量が今後1～3時間後で70mm/h超となり、洪水注意報基準の規格化版流域雨量指数を著しく超過しているとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が注意報基準程度となり、1～3時間後にさらに上昇傾向にあるとき</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①河川流域の雨量が今後4～12時間後で70mm/h超となり、洪水警報基準の規格化版流域雨量指数を著しく超過しているとき</p>
避難勧告	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①水位が無名橋主桁から0.5mに到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が警報基準に達し、さらに上昇すると予測されているとき</p> <p>【現地情報】</p> <p>①河川管理施設の異常(漏水等破堤につながるおそれのある被災等)を確認したとき</p> <p>②洪水警報や大雨警報が発表され、向こう短時間の気象予測や河川等の巡視の報告などから、住民の避難に必要な時間経過後に浸水被害が発生する危険があると判断されるとき</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①河川流域の雨量が今後1～3時間後で100mm/h超となり、洪水警報基準の規格化版流域雨量指数を著しく超過しているとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が警報基準程度となり、1～3時間後にさらに上昇傾向にあるとき</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①水位が無名橋主桁から0.5mに到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が警報基準に達し、さらに上昇すると予測されているとき</p> <p>【現地情報】</p> <p>①河川管理施設の異常(漏水等破堤につながるおそれのある被災等)を確認したとき</p> <p>②洪水警報や大雨警報が発表され、向こう短時間の気象予測や河川等の巡視の報告などから、住民の避難に必要な時間経過後に浸水被害が発生する危険があると判断されるとき</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①河川流域の雨量が今後1～3時間後で70mm/h超となり、洪水警報基準の規格化版流域雨量指数を著しく超過しているとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が警報基準程度となり、1～3時間後にさらに上昇傾向にあるとき</p>	<p>【雨量情報】</p> <p>①台風や前線などの影響で今後の降雨が同じような場所で継続することが見込まれるような状況において、現在までの雨量(多いところ)及び12時間先までの降水予測(SYNFOS-3D降水予測等)から当該河川で過去にははん濫が発生したときの雨量(最大値)に近づく可能性があるとき</p> <p>注)台風や前線が長期にわたる影響するなど気象状況を考慮して慎重に判断すること。</p>
避難指示	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①水位が無名橋主桁から0.3mに到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が過去20年経験がない程度となり、また、流域雨量指数の値が既往最大程度となり、さらに上昇すると予測されているとき</p> <p>【現地情報】</p> <p>①破堤を確認したとき</p> <p>②河川管理施設の大規模異常(堤防本体の亀裂、大規模漏水等)を確認したとき</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①規格化版流域雨量指数の値が過去20年経験がない程度となり、また、流域雨量指数の値が既往最大程度となり、1～3時間後にさらに上昇傾向にあるとき</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①水位が無名橋主桁から0.3mに到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が過去20年経験がない程度となり、また、流域雨量指数の値が既往最大程度となり、さらに上昇すると予測されているとき</p> <p>【現地情報】</p> <p>①破堤を確認したとき</p> <p>②河川管理施設の大規模異常(堤防本体の亀裂、大規模漏水等)を確認したとき</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①規格化版流域雨量指数の値が過去20年経験がない程度となり、また、流域雨量指数の値が既往最大程度となり、1～3時間後にさらに上昇傾向にあるとき</p>	

注1)雨量情報に基づく発令は洪水警報が発表されていることを前提とする。

注2)規格化版流域雨量指数は、注意報程度を0.40～0.49、警報程度を0.70～0.79、過去20年経験がない程度及び既往最大程度を1.0以上とする。ただし、当該地区において過去に災害が発生していない場合においては、それぞれ1ランク上の区分とする他地区の状況を考慮すること。

■江住川破堤・越水はん濫（中小河川「その他河川」）

避難勧告等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

河川区分	上記以外の中小河川(その他の河川)				
河川の性格	リアルタイムの水位観測ができない中小河川				
河川名	江住川				
水位観測所	---				
対象地区	川沿い				
判断の タイミング	日中の発令		夜間になることを考慮した発令		
	実況状況等に基づく場合	3時間後の予測情報に基づく場合	実況状況等に基づく場合	3時間後の予測情報に基づく場合	概ね12時間後の予測情報に基づく場合
避難 準備情報	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①水位が小河谷線二号橋主桁から1.0mに到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が注意報基準に達し、さらに上昇すると予測されているとき</p> <p>【現地情報】</p> <p>①洪水警報や大雨警報が発表され、短時間の気象予測や河川等の巡視の報告などから、災害時要援護者の避難に必要な時間の経過後に浸水被害が発生する危険があると判断されるとき</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①河川流域の雨量が今後1～3時間後で70mm/h超となっており、洪水注意報基準の規格化版流域雨量指数を著しく超過しているとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が注意報基準程度となり、1～3時間後にさらに上昇傾向にあるとき</p> <p>【現地情報】</p> <p>①洪水警報や大雨警報が発表され、短時間の気象予測や河川等の巡視の報告などから、災害時要援護者の避難に必要な時間の経過後に浸水被害が発生する危険があると判断されるとき</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①水位が小河谷線二号橋主桁から1.0mに到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が注意報基準に達し、さらに上昇すると予測されているとき</p> <p>【現地情報】</p> <p>①洪水警報や大雨警報が発表され、短時間の気象予測や河川等の巡視の報告などから、災害時要援護者の避難に必要な時間の経過後に浸水被害が発生する危険があると判断されるとき</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①河川流域の雨量が今後1～3時間後で70mm/h超となっており、洪水注意報基準の規格化版流域雨量指数を著しく超過しているとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が注意報基準程度となり、1～3時間後にさらに上昇傾向にあるとき</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①河川流域の雨量が今後4～12時間後で70mm/h超となっており、洪水警報基準の規格化版流域雨量指数を著しく超過しているとき</p>
避難勧告	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①水位が小河谷線二号橋主桁から0.8mに到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が警報基準に達し、さらに上昇すると予測されているとき</p> <p>【現地情報】</p> <p>①河川管理施設の異常(漏水等破堤につながるおそれのある被災等)を確認したとき</p> <p>②洪水警報や大雨警報が発表され、向こう短時間の気象予測や河川等の巡視の報告などから、住民の避難に必要な時間経過後に浸水被害が発生する危険があると判断されるとき</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①河川流域の雨量が今後1～3時間後で100mm/h超となっており、洪水警報基準の規格化版流域雨量指数を著しく超過しているとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が警報基準程度となり、1～3時間後にさらに上昇傾向にあるとき</p> <p>【現地情報】</p> <p>①河川管理施設の異常(漏水等破堤につながるおそれのある被災等)を確認したとき</p> <p>②洪水警報や大雨警報が発表され、向こう短時間の気象予測や河川等の巡視の報告などから、住民の避難に必要な時間経過後に浸水被害が発生する危険があると判断されるとき</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①水位が小河谷線二号橋主桁から0.8mに到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が警報基準に達し、さらに上昇すると予測されているとき</p> <p>【現地情報】</p> <p>①河川管理施設の異常(漏水等破堤につながるおそれのある被災等)を確認したとき</p> <p>②洪水警報や大雨警報が発表され、向こう短時間の気象予測や河川等の巡視の報告などから、住民の避難に必要な時間経過後に浸水被害が発生する危険があると判断されるとき</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①河川流域の雨量が今後1～3時間後で70mm/h超となっており、洪水警報基準の規格化版流域雨量指数を著しく超過しているとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が警報基準程度となり、1～3時間後にさらに上昇傾向にあるとき</p>	<p>【雨量情報】</p> <p>①台風や前線などの影響で今後の降雨が同じような場所で継続することが見込まれるような状況において、現在までの雨量(多いところ)及び12時間先までの降水予測(SYNFOS-3D降水予測等)から当該河川で過去にははん濫が発生したときの雨量(最大値)に近づく可能性があるとき</p> <p>注) 台風や前線が長期にわたって影響するなど気象状況を考慮して慎重に判断すること。</p>
避難指示	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①水位が小河谷線二号橋主桁から0.5mに到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が過去20年経験がない程度となり、また、流域雨量指数の値が既往最大程度となり、さらに上昇すると予測されているとき</p> <p>【現地情報】</p> <p>①破堤を確認したとき</p> <p>②河川管理施設の大規模異常(堤防本体の亀裂、大規模漏水等)を確認したとき</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①規格化版流域雨量指数の値が過去20年経験がない程度となり、また、流域雨量指数の値が既往最大程度となり、1～3時間後にさらに上昇傾向にあるとき</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①水位が小河谷線二号橋主桁から0.5mに到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が過去20年経験がない程度となり、また、流域雨量指数の値が既往最大程度となり、さらに上昇すると予測されているとき</p> <p>【現地情報】</p> <p>①破堤を確認したとき</p> <p>②河川管理施設の大規模異常(堤防本体の亀裂、大規模漏水等)を確認したとき</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①規格化版流域雨量指数の値が過去20年経験がない程度となり、また、流域雨量指数の値が既往最大程度となり、1～3時間後にさらに上昇傾向にあるとき</p>	

注1) 雨量情報に基づく発令は洪水警報が発表されていることを前提とする。

注2) 規格化版流域雨量指数は、注意報程度を0.40～0.49、警報程度を0.70～0.79、過去20年経験がない程度及び既往最大程度を1.0以上とする。ただし、当該地区において過去に災害が発生していない場合においては、それぞれ1ランク上の区分とする他地区の状況を考慮すること。

■里野西地川破堤・越水はん濫（中小河川「その他河川」）

避難勧告等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

河川区分	上記以外の中小河川(その他の河川)				
河川の性格	リアルタイムの水位観測ができない中小河川				
河川名	里野西地川				
水位観測所	---				
対象地区	川沿い				
判断の タイミング	日中の発令		夜間になることを考慮した発令		
	実況状況等に基づく場合	3時間後の予測情報に基づく場合	実況状況等に基づく場合	3時間後の予測情報に基づく場合	概ね12時間後の予測情報に基づく場合
避難 準備情報	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①水位が里野推平線三号橋主桁から1.2mに到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が注意報基準に達し、さらに上昇すると予測されているとき</p> <p>【現地情報】</p> <p>①洪水警報や大雨警報が発表され、短時間の気象予測や河川等の巡視の報告などから、災害時要援護者の避難に必要な時間の経過後に浸水被害が発生する危険があると判断されるとき</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①河川流域の雨量が今後1～3時間後で70mm/h超となっており、洪水注意報基準の規格化版流域雨量指数を著しく超過しているとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が注意報基準程度となり、1～3時間後にさらに上昇傾向にあるとき</p> <p>【現地情報】</p> <p>①洪水警報や大雨警報が発表され、短時間の気象予測や河川等の巡視の報告などから、災害時要援護者の避難に必要な時間の経過後に浸水被害が発生する危険があると判断されるとき</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①水位が里野推平線三号橋主桁から1.2mに到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が注意報基準に達し、さらに上昇すると予測されているとき</p> <p>【現地情報】</p> <p>①洪水警報や大雨警報が発表され、短時間の気象予測や河川等の巡視の報告などから、災害時要援護者の避難に必要な時間の経過後に浸水被害が発生する危険があると判断されるとき</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①河川流域の雨量が今後1～3時間後で70mm/h超となっており、洪水注意報基準の規格化版流域雨量指数を著しく超過しているとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が注意報基準程度となり、1～3時間後にさらに上昇傾向にあるとき</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①河川流域の雨量が今後4～12時間後で70mm/h超となっており、洪水警報基準の規格化版流域雨量指数を著しく超過しているとき</p>
避難勧告	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①水位が里野推平線三号橋主桁から1.0mに到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が警報基準に達し、さらに上昇すると予測されているとき</p> <p>【現地情報】</p> <p>①河川管理施設の異常(漏水等破堤につながるおそれのある被災等)を確認したとき</p> <p>②洪水警報や大雨警報が発表され、向こう短時間の気象予測や河川等の巡視の報告などから、住民の避難に必要な時間の経過後に浸水被害が発生する危険があると判断されるとき</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①河川流域の雨量が今後1～3時間後で100mm/h超となっており、洪水警報基準の規格化版流域雨量指数を著しく超過しているとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が警報基準程度となり、1～3時間後にさらに上昇傾向にあるとき</p> <p>【現地情報】</p> <p>①河川管理施設の異常(漏水等破堤につながるおそれのある被災等)を確認したとき</p> <p>②洪水警報や大雨警報が発表され、向こう短時間の気象予測や河川等の巡視の報告などから、住民の避難に必要な時間の経過後に浸水被害が発生する危険があると判断されるとき</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①水位が里野推平線三号橋主桁から1.0mに到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が警報基準に達し、さらに上昇すると予測されているとき</p> <p>【現地情報】</p> <p>①河川管理施設の異常(漏水等破堤につながるおそれのある被災等)を確認したとき</p> <p>②洪水警報や大雨警報が発表され、向こう短時間の気象予測や河川等の巡視の報告などから、住民の避難に必要な時間の経過後に浸水被害が発生する危険があると判断されるとき</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①河川流域の雨量が今後1～3時間後で70mm/h超となっており、洪水警報基準の規格化版流域雨量指数を著しく超過しているとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が警報基準程度となり、1～3時間後にさらに上昇傾向にあるとき</p>	<p>【雨量情報】</p> <p>①台風や前線などの影響で今後の降雨が同じような場所で継続することが見込まれるような状況において、現在までの雨量(多いところ)及び12時間先までの降水予測(SYNFOS-3D降水予測等)から当該河川で過去にははん濫が発生したときの雨量(最大値)に近づく可能性があるとき</p> <p>注)台風や前線が長期にわたって影響するなど気象状況を考慮して慎重に判断すること。</p>
避難指示	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①水位が里野推平線三号橋主桁から0.7mに到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が過去20年経験がない程度となり、また、流域雨量指数の値が既往最大程度となり、さらに上昇すると予測されているとき</p> <p>【現地情報】</p> <p>①破堤を確認したとき</p> <p>②河川管理施設の大規模異常(堤防本体の亀裂、大規模漏水等)を確認したとき</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①規格化版流域雨量指数の値が過去20年経験がない程度となり、また、流域雨量指数の値が既往最大程度となり、1～3時間後にさらに上昇傾向にあるとき</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①水位が里野推平線三号橋主桁から0.7mに到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき</p> <p>②規格化版流域雨量指数の値が過去20年経験がない程度となり、また、流域雨量指数の値が既往最大程度となり、さらに上昇すると予測されているとき</p> <p>【現地情報】</p> <p>①破堤を確認したとき</p> <p>②河川管理施設の大規模異常(堤防本体の亀裂、大規模漏水等)を確認したとき</p>	<p>【水位・雨量情報】</p> <p>①規格化版流域雨量指数の値が過去20年経験がない程度となり、また、流域雨量指数の値が既往最大程度となり、1～3時間後にさらに上昇傾向にあるとき</p>	

注1)雨量情報に基づく発令は洪水警報が発表されていることを前提とする。

注2)規格化版流域雨量指数は、注意報程度を0.40～0.49、警報程度を0.70～0.79、過去20年経験がない程度及び既往最大程度を1.0以上とする。ただし、当該地区において過去に災害が発生していない場合においては、それぞれ1ランク上の区分とする他地区の状況を考慮すること。

4 総合的な判断方法

(1) 判断方法

ア 地区自体の危険性の高まる段階から避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令のタイミングを検討する。

イ 避難路の安全性を検討する。

(危険性が高まる段階を確認しておく。)

浸水の可能性、他の土砂災害危険箇所の通行の可能性

※近くの安全な場所(土砂災害の場合)、自宅の2階以上や近くの建物の高層階(浸水害の場合)への緊急的避難行動を推奨するときには、避難路の安全性は考慮せずに発令・情報伝達を実施する。

ウ 避難勧告等の発令のタイミング及び避難路の安全性(危険性が高まる段階)

総合的に避難勧告等を発令する発令基準を定める。

(2) その他

ア 夜間に避難勧告等の避難勧告以上の基準に該当するおそれのある場合には、日没までに少なくとも避難準備情報を発令するかどうか検討すること。

イ 日没後、数時間以内に避難勧告等の留意事項の避難勧告以上の基準に該当するおそれのある場合には避難勧告等を発令すること。

(3) 地区別の避難路等の状況

避難路等の危険が高まる段階を把握して、避難勧告等の発令を行うこと。

地区名	避難先	浸水の可能性			土砂災害危険箇所の近くの通過
		通行道路の浸水の可能性	橋りょうの通過	浸水の可能性のある地域の通過	
口和深地区	口和深集会センター(☆注) 総合センター(☆☆☆) 地域福祉センター(☆☆☆)	50 mm/h 以上の降雨が2時間以上継続した場合	和深川が避難指示判断水位に到達する20分前	和深川が避難勧告判断水位に達する30分前	大雨警報(土砂災害)が発表され、土砂災害警戒避難判定図について避難判断ラインを1時間後に超過する見込みであるとき
下地二地区	総合センター(☆☆☆) 地域福祉センター(☆☆☆) 周参見小学校(☆注) 町立すさみ公民館(☆)	50 mm/h 以上の降雨が2時間以上継続した場合		周参見川が避難判断水位に達する30分前	
堀地地区	総合センター(☆☆☆) 地域福祉センター(☆☆☆) 周参見小学校(☆注) 町立すさみ公民館(☆)				
本城地区	総合センター(☆☆☆) 地域福祉センター(☆☆☆) 周参見小学校(☆注) 住民福祉会館(☆☆)				
石橋地区	住民福祉会館(☆☆) 周参見小学校(☆注) 周参見中学校(☆注)				
田中地区	田中集会センター(☆☆) 周参見中学校(☆注) 住民福祉会館(☆☆) 周参見小学校(☆注)				
防地地区	防地生活改善センター(☆☆☆) 周参見中学校(☆注) 大関地集会所(☆☆☆) 愛育文化センター(☆)				

地区名	避難先	浸水の可能性			土砂災害危険箇所の 近くの通過
		通行道路の浸水の 可能性	橋りょうの通過	浸水の可能性の ある地域の通過	
沼田谷地区	沼田谷併地集会所(☆注) 大間地集会所(☆☆☆) 神田町立体育館(☆☆☆)	50 mm/h 以上の降 雨が 2 時間以上 継続した場合	周参見川がはん 濫危険水位に到 達する 20 分前	周参見川が避難 判断水位に達す る 30 分前	大雨警報(土砂災害) が発表され、土砂災害 警戒避難判定図につ いて避難判断ラインを 1 時間後に超過する見 込みであるとき
立野地区	立野農村活性化センター(☆注) 神田町立体育館(☆☆☆)	50 mm/h 以上の降 雨が 2 時間以上 継続した場合		周参見川が避難 判断水位に達す る 30 分前	
原地区	原会館(☆注) 立野活性化センター(☆注) 神田町立体育館(☆☆☆)	50 mm/h 以上の降 雨が 2 時間以上 継続した場合	周参見川がはん 濫危険水位に到 達する 20 分前	周参見川が避難 判断水位に達す る 30 分前	
平松地区	平松集会所(☆) 漁村センター(☆☆☆)	50 mm/h 以上の降 雨が 2 時間以上 継続した場合		周参見川が避難 判断水位に達す る 30 分前	
			太間川が避難指 示判断水位に到 達する 20 分前	太間川が避難勸 告判断水位に達 する 30 分前	
山崎地区	歴史民俗資料館(☆) 山崎集会所(☆注) 総合センター(☆☆☆) 地域福祉センター(☆☆☆)	50 mm/h 以上の降 雨が 2 時間以上 継続した場合	周参見川がはん 濫危険水位に到 達する 20 分前	周参見川が避難 判断水位に達す る 30 分前	
堀切地区	堀切生活改善センター(☆☆☆) 総合センター(☆☆☆) 地域福祉センター(☆☆☆)	50 mm/h 以上の降 雨が 2 時間以上 継続した場合	周参見川がはん 濫危険水位に到 達する 20 分前	周参見川が避難 判断水位に達す る 30 分前 太間川が避難勸 告判断水位に達 する 30 分前	
太間地地区	太間地集会所(☆注) 総合センター(☆☆☆) 地域福祉センター(☆☆☆)	50 mm/h 以上の降 雨が 2 時間以上 継続した場合	太間川が避難指 示判断水位に到 達する 20 分前	太間川が避難勸 告判断水位に達 する 30 分前	
入松地区	入松集会所(☆注) 総合センター(☆☆☆) 地域福祉センター(☆☆☆)	50 mm/h 以上の降 雨が 2 時間以上 継続した場合	太間川が避難指 示判断水位に到 達する 20 分前	太間川が避難勸 告判断水位に達 する 30 分前	
大附地区	大附集会所(☆) 小河内集会所(☆注) 総合センター(☆☆☆) 地域福祉センター(☆☆☆)	50 mm/h 以上の降 雨が 2 時間以上 継続した場合	城川が避難指 示判断水位に到 達する 20 分前	城川が避難勸 告判断水位に達 する 30 分前	
大谷地区	大谷会館(☆注) 公民館佐本分館(☆注) 旧佐本小学校(☆☆☆)	50 mm/h 以上の降 雨が 2 時間以上 継続した場合	佐本川が避難指 示判断水位に到 達する 20 分前	佐本川が避難勸 告判断水位に達 する 30 分前	
江須之川地区	江須之川生活改善センター(☆☆) 江住小学校(☆☆☆)	50 mm/h 以上の降 雨が 2 時間以上 継続した場合	江須の川が避難 指示判断水位に 到達する 20 分前	江須の川が避難 勸告判断水位に 達する 30 分前	
江住地区	江住公民館(☆注) 江住小学校(☆☆☆)	50 mm/h 以上の降 雨が 2 時間以上 継続した場合	江住川が避難指 示判断水位に到 達する 20 分前	江住川が避難勸 告判断水位に達 する 30 分前	
里野地区	里野集会所(☆☆☆) 江住小学校(☆☆☆)	50 mm/h 以上の降 雨が 2 時間以上 継続した場合	里野西地川が避 難指示判断水位 に到達する 20 分 前	里野西地川が避 難勸告判断水位 に達する 30 分前	

5 判断に必要な気象情報等の種別及び活用方法

避難勧告等を発令するにあたって必要となる気象情報等の種別及び活用方法については、下記のとおりである。

収集先		入手する情報の種類	活用方法
総合防災情報システム	総合防災情報システム 一斉指令受令端末	【風水害等】 気象注意報・警報、県気象情報、指定河川洪水注意報・警報、水位周知河川の情報	<ul style="list-style-type: none"> 今後の降雨の見込みを把握（県気象情報） 現在までの降雨量を把握 地域的に気象情報を細かく把握 河川水位の状況の把握、指定河川洪水注意報・警報の把握 記録的短時間大雨の情報を収集(110mm/h)
	総合防災情報システム専用端末	【実況値】 水位情報、ダム放流量、雨量情報	<ul style="list-style-type: none"> 水位観測所毎の上昇・下降の傾向や河川水位の確認
防災情報提供システム	総合防災情報システム専用端末のファイアボックス	【風水害】 レーダー・降雨ナウキャスト、解析雨量・降水短時間予報、雨量計による降水量、降り始めからの総雨量、流域雨量指数、気象衛星画像、天気図	<ul style="list-style-type: none"> 今後の降雨の見込みを把握 現在までの降雨量を把握 台風の今後の予報を把握 地域的に気象情報を細かく把握 流域雨量指数の把握
		【その他】 気温	<ul style="list-style-type: none"> その他気象状況を把握
気象庁HP	http://www.jma.go.jp/jma/index.html	【風水害】 解析雨量・降水短時間予報、気象警報・注意報、気象情報、海上情報、台風情報、洪水予報、実績雨量情報	<ul style="list-style-type: none"> 今後の降雨の見込みを把握 現在までの降雨量を把握 台風の今後の予報を把握 地域的に気象情報を細かく把握
		【天気予報等】 天気予報、週間天気予報、海上予報、異常天候早期警戒情報、天気分布予報、地域時系列予報	<ul style="list-style-type: none"> その他気象状況を把握
和歌山地方気象台	災害時ホットライン	今後の見込み情報等(降雨量等)	<ul style="list-style-type: none"> 今後の降雨の見込みを把握
国土交通省HP	http://www.river.go.jp	川の防災情報(河川水位、雨量、ダム放流情報)	<ul style="list-style-type: none"> 水位の状況(水位、上昇・下降傾向等)を把握
河川課HP	http://kasensabo02.pref.wakayama.lg.jp	雨量情報、水位情報、気象情報、過去の雨量推移情報、洪水予報	<ul style="list-style-type: none"> 今後の降雨の見込みを把握（県気象情報） 現在までの降雨量を把握 台風の今後の予報を把握 地域的に気象情報を細かく把握 河川水位の状況の把握
砂防課HP	http://kasensabo01.pref.wakayama.lg.jp/new	【風水害】 雨量全県監視、警報注意報、台風情報、降雨予測、予報メッシュ、ポイント予報、アメダス、全国アメダス	<ul style="list-style-type: none"> 今後の降雨の見込みを把握（県気象情報） 台風の今後の予報を把握 地域的に気象情報を細かく把握
		【天気予報等】 気象衛星画像、天気図、週間天気図、天気予報、文書情報	<ul style="list-style-type: none"> 今後の降雨状況を把握 その他気象状況を把握
気象予測システム	配布済URL	【風水害】 気象レーダ、超短時間予測、短時間予測、SYNFOS-3D、解析雨量、警報・注意報、台風情報、短期・週間予報、天気図、気象衛星、県内アメダス、アメダス日表	<ul style="list-style-type: none"> 降水実況値(1時間、24時間、48時間、72時間)の確認 短期の降水予測情報の確認 長期の降水予測情報の確認

その他情報

全河川 現地情報（職員必要人員で対応）
消防団による情報収集
地区自主防災会による情報収集

6 避難勧告等の伝達方法

下記の例文を基本として、事態の状況に応じた伝達内容を確認する。

〈避難準備情報〉

こちらは、防災すさみです。

大雨による（河川名）の増水のため、〇〇地区（〇△地区、△△地区、△×地区及び××地区）に対して、〇時〇分に避難準備情報を発令しました。すぐに避難ができるように準備をしてください。今後の状況によっては、（河川名）がはん濫するおそれがありますので、〇〇（避難所名）などのできるだけ安全な避難先に避難してください。

〈再度の避難準備情報の伝達〉

こちらは、防災すさみです。

〇〇地区（〇△地区、△△地区、△×地区及び××地区）に、避難準備情報が発令されています。今後、状況によっては、〇〇川がはん濫するおそれがありますので、〇〇（避難所名）などのできるだけ安全な避難先に避難してください。

（防災行政無線及び広報車の場合：切迫感を持って伝える）

〈避難勧告〉

こちらは、防災すさみです。

〇〇地区（〇△地区、△△地区、△×地区及び××地区）に対して、〇時〇分に避難勧告を発令しました。今後、〇〇川がはん濫する危険がありますので、〇〇（避難所名）などのできるだけ安全な避難先に避難してください。また、逃げ遅れた場合には、自宅や近くの建物の2階などの高いところで身の安全を確保してください。

〈再度の避難勧告の伝達〉

こちらは、防災すさみです。

〇〇地区（〇△地区、△△地区、△×地区及び××地区）に避難勧告が発令されています。今後、〇〇川がはん濫する危険がありますので、〇〇（避難所名）などのできるだけ安全な避難先へ避難してください。また、逃げ遅れた場合には、自宅や近くの建物の2階などの高いところで身の安全を確保してください。

（防災行政無線及び広報車の場合：多少早口で切迫感を持って伝える。）

〈危険性を伝える情報伝達〉

〇〇川の〇〇付近で堤防の異常が認められます。

〇〇付近で浸水が発生しています。

・・・など

〈避難指示〉

こちらは、防災すさみです。

〇〇地区（〇△地区、△△地区、△×地区及び××地区）に対して、〇時〇分に避難指示を発令しました。ただちに〇〇（避難所名）等へ避難してください。また、逃げ遅れた場合には、自宅や近くの建物の2階などの高いところで身の安全を確保してください。

〈再度の避難指示の伝達〉

こちらは、防災すさみです。

〇〇地区（〇△地区、△△地区、△×地区及び××地区）に対して避難指示を発令しています。直ちに〇〇（避難所名）等へ避難してください。

また、逃げ遅れた場合には、自宅や近くの建物の2階などの高いところで身の安全を確保してください。

（防災行政無線及び広報車の場合：多少早口で切迫感を持って伝える。）

伝達手段・伝達先

別紙の「避難勧告の伝達先・伝達手段チェックリスト」を参考として作成する。

7 解除の対応

避難勧告等の発令を解除する場合には、気象情報、水位情報や現地情報を総合的に勘案して危険性が軽減された場合に解除を行うものとする。

解除時の基準

水位周知河川 周参見川

- ・河川水位がはん濫注意水位以下に下がり、再度上昇のおそれがないとき
- ・住宅地での浸水が解消し、避難路の浸水が解消して、再度浸水のおそれがないとき

その他中小河川 太間川、和深川、城川、佐本川、江須の川、江住川、里野西地川

- ・危険水位基準の半分程度の水位まで下がり、再度上昇のおそれがないとき
- ・住宅地での浸水が解消、避難路の浸水が解消して、再度浸水のおそれがないとき

第2編 土砂災害

1 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

(1) 土砂災害の発生のおそれのある溪流や斜面の数（土砂災害危険箇所の数）

- ・土石流危険溪流 77箇所
（うち土砂災害警戒区域指定あり 77箇所）
（うち土砂災害特別警戒区域指定あり 0箇所）
- ・急傾斜地崩壊危険箇所 185箇所
（うち土砂災害警戒区域指定あり 185箇所）
（うち土砂災害特別警戒区域指定あり 0箇所）
- ・地すべり危険箇所 0箇所
（うち土砂災害警戒区域指定あり 0箇所）
（うち土砂災害特別警戒区域指定あり 0箇所）

(2) 土砂災害の発生のおそれのある溪流や斜面の分布

- ・周参見地区、太間川地区、江住地区には土石流危険溪流及び急傾斜地崩壊危険箇所が多く分布している。

(3) 土砂災害の発生しやすい気象条件

- ・過去に甚大な被害が発生した実績がないため統計的なデータはないが、判断基準の総雨量400mmを超えると危険が増えると考えられる。

(4) 警戒すべき区間・箇所

別図のとおり

（土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域）

2 避難すべき区域

避難勧告等の対象とする「避難すべき区域」は下表のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ・「避難すべき区域」は、過去の被害の実績や被害想定などを踏まえて特定したもので、自然現象のため不測の事態等も想定されるため、事態の進行・状況に応じて、避難勧告等の発令区域を適切に判断すること。
- ・「避難すべき区域」特定の際に参考とした土砂災害警戒区域図等は、一定規模の外力等を想定して作成されており、想定を上回る災害が発生する可能性があることと、平均的な地盤高等を用いて計算されており、想定を上回る災害が発生する可能性があることと、平均的な地盤高等を用いて計算されており、細かい地形が反映されていないことに留意すること。

避難区域(避難勧告等の発令単位)	対象地区(土砂災害危険箇所単位)	災害の様相	備考
和深川	和深川地区	土石流、急傾斜	
口和深	口和深地区	土石流、急傾斜	
下地一	下地一地区	土石流、急傾斜	警戒区域あり
堀地	堀地地区	土石流、急傾斜	警戒区域あり
本城	本城地区	土石流、急傾斜	警戒区域あり 周参見小学校
石橋	石橋地区	土石流、急傾斜	警戒区域あり
田中	田中地区	土石流、急傾斜	警戒区域あり 周参見中学校
防地	防地地区	土石流、急傾斜	警戒区域あり
神田	神田地区	土石流、急傾斜	警戒区域あり
大関地	大関地地区	土石流、急傾斜	警戒区域あり
沼田谷	沼田谷地区	土石流、急傾斜	警戒区域あり
立野	立野地区	土石流、急傾斜	警戒区域あり
原	原地区	土石流、急傾斜	警戒区域あり
上戸川	上戸川地区	土石流、急傾斜	警戒区域あり
小泊	小泊地区	土石流、急傾斜	警戒区域あり
平松	平松地区	土石流、急傾斜	警戒区域あり
山崎	山崎地区	土石流、急傾斜	警戒区域あり 周参見保育所 国保すさみ病院
堀切	堀切地区	土石流、急傾斜	警戒区域あり
太間地	太間地地区	土石流、急傾斜	警戒区域あり
入松	入松地区	土石流、急傾斜	警戒区域あり
太間川	太間川上村地区	土石流、急傾斜	警戒区域あり
	太間川下村地区	土石流、急傾斜	警戒区域あり
小河内	小河内地区	土石流、急傾斜	
大附	大附地区	土石流、急傾斜	
防己	防己地区	土石流、急傾斜	
大谷	大谷地区	土石流、急傾斜	

避難区域(避難勧告等の発令単位)	対象地区(土砂災害危険箇所単位)	災害の様相	備考
追川	追川地区	土石流、急傾斜	
栗垣内	栗垣内地区	土石流、急傾斜	
中	中地区	土石流、急傾斜	
中野	中野地区	土石流、急傾斜	
西野川	西野川地区	土石流、急傾斜	
根倉	根倉地区	土石流、急傾斜	
深谷	深谷地区	土石流、急傾斜	
見老津	見老津地区	土石流、急傾斜	見老津小学校
江須之川	江須之川地区	土石流、急傾斜	
江住	江住地区	土石流、急傾斜	警戒区域あり 江住小学校
里野	里野地区	土石流、急傾斜	
大鎌	大鎌地区	土石流、急傾斜	

3 避難勧告等の発令の判断基準(具体的な考え方)

避難勧告等の発令の判断基準(具体的な考え方)は下表のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ・重要な情報については、情報を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換すること。
- ・想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから関係機関との情報交換を密に行いつつ、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- ・土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度(夜間や暴風の中での避難)等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。

■土砂災害

避難勧告等は、以下の基準を参考に、今後の気象情報等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

区分	土砂災害				
対象地区	全域(周参見地域、太間川地域、大都河地域、佐本地域、江住地域)				
判断の タイミング	日中の発令		夜間になることを考慮した場合		
	実況状況等に基づく場合	3時間後の予測情報に基づく場合	実況状況等に基づく場合	3時間後の予測情報に基づく場合	概ね12時間後の予測情報に基づく場合
避難準備情報	<p>【前兆現象等】</p> <p>①大雨警報が発表され、土砂災害の前兆現象(軽微なもの)が認められるとき</p> <p>②近隣で前兆現象等(わき水・地下水の濁りや量の変化)が発見されるとき</p>	<p>【土砂災害警戒情報】</p> <p>① 土砂災害警戒避難判定図において2～3時間後にスネークラインが土砂災害警戒避難基準を超える見込みであるとき</p>	<p>【前兆現象等】</p> <p>①大雨警報が発表され、土砂災害の前兆現象(軽微なもの)が認められるとき</p> <p>②近隣で前兆現象等(わき水・地下水の濁りや量の変化)が発見されるとき</p>	<p>【雨量情報】</p> <p>①24時間雨量で200mm以上の降雨が予想されるとき</p> <p>【土砂災害警戒情報】</p> <p>① 土砂災害警戒避難判定図において2～3時間後にスネークラインが土砂災害警戒避難基準を超える見込みであるとき</p>	<p>【雨量情報】</p> <p>①長期的な雨量予測(SYNFOS-3D降水予測、県情報・気象台ホットライン)により現在までの雨量及び12時間先までの降水予測から400mmを超過すると見込まれるとき</p>
避難勧告	<p>【土砂災害警戒情報】</p> <p>① 土砂災害警戒避難判定図においてスネークラインが土砂災害警戒避難基準を超えているとき</p> <p>②土砂災害警戒情報が発表されたとき</p> <p>【前兆現象等】</p> <p>①土砂災害の前兆現象が認められるとき(住民の通報、職員による覚知)</p> <p>②近隣で前兆現象(溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生)が発見されたとき</p>	<p>【土砂災害警戒情報】</p> <p>① 土砂災害警戒避難判定図において1～2時間後にスネークラインが土砂災害警戒避難基準を超える見込みであるとき</p>	<p>【土砂災害警戒情報】</p> <p>① 土砂災害警戒避難判定図においてスネークラインが土砂災害警戒避難基準を超えているとき</p> <p>②土砂災害警戒情報が発表されたとき</p> <p>【前兆現象等】</p> <p>①土砂災害の前兆現象が認められるとき(住民の通報、職員による覚知)</p> <p>②近隣で前兆現象(溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生)が発見されたとき</p>	<p>【雨量情報】</p> <p>①累積雨量も含め、今後、雨量が400mmを超過することが予想されるとき</p> <p>【土砂災害警戒情報】</p> <p>① 土砂災害警戒避難判定図において1～2時間後にスネークラインが土砂災害警戒避難基準を超える見込みであるとき</p>	<p>【雨量情報】</p> <p>①台風や前線などの影響で今後も降雨が同じような場所で継続することが見込まれるような状況において現在までの雨量(多い所)及び12時間先までの降水予測から、過去に土砂災害が発生した時の雨量(最大値)に近づく可能性があるとき</p> <p>注)台風や前線が長期にわたり影響するなど気象状況を考慮して慎重に判断すること。場合によっては、避難準備情報の発令とすること。</p>
避難指示	<p>【雨量】</p> <p>① 累積雨量が400mmを超過したとき</p> <p>【土砂災害緊急情報】</p> <p>① 国若しくは県から土砂災害緊急情報が発表されたとき</p> <p>【現地情報】</p> <p>①近隣で土砂災害が発生したとき</p> <p>②近隣で土砂移動現象、前兆現象(山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等)が発見されるとき</p>		<p>【雨量情報】</p> <p>①累積雨量が400mmを超過したとき</p> <p>【土砂災害緊急情報】</p> <p>① 国若しくは県から土砂災害緊急情報が発表されたとき</p> <p>【現地情報】</p> <p>①近隣で土砂災害が発生したとき</p> <p>②近隣で土砂移動現象、前兆現象(山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等)が発見されるとき</p>		

注1)雨量情報に基づく発令は大雨警報(土砂災害)が発表されていることを前提とする。

注2)大雨の特別警報が発表された場合においては、市町村内の降雨量、現地情報等を総合的に判断し、避難指示の発令を視野に入れた対応(状況によっては避難準備情報、避難勧告とする。)を行うこと。

注3)累積雨量とは、警報が発表され解除されるまでの現象に係る降り始めからの雨量とする。

4 総合的な判断方法

(1) 判断方法

ア 地区自体の危険性の高まる段階から避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令のタイミングを検討する。

イ 避難路の安全性を検討する。

(危険性が高まる段階を確認しておく。)

浸水の可能性、他の土砂災害危険箇所の通行の可能性

※近くの安全な場所(土砂災害の場合)、自宅や近くの建物の2階以上(浸水害の場合)への緊急的避難行動を推奨するときには、避難路の安全性は考慮せずに発令・情報伝達を実施する。

ウ 避難勧告等の発令のタイミング及び避難路の安全性(危険性が高まる段階)

総合的に避難勧告等を発令する発令基準を定める。

(2) その他

ア 夜間に避難勧告等の避難勧告以上の基準に該当するおそれのある場合には、日没までに少なくとも避難準備情報を発令するかどうか検討する。

イ 日没後、数時間以内に避難勧告等の留意事項の避難勧告以上の基準に該当するおそれのある場合には避難勧告等を発令する。

(3) 地区別の避難路等の状況

避難路等の危険が高まる段階を把握して、避難勧告等の発令を行うこと。

地区名	避難先	浸水の可能性			土砂災害危険箇所の 近くの通過
		通行道路の浸水の 可能性	橋梁の通過	浸水する可能性の ある地域の通過	
和深川地区	和深川集会所(☆注) 総合センター(☆☆☆) 地域福祉センター(☆☆☆)	50mm/h以上の降雨が2時間以上継続した場合		和深川が避難勧告判断水位に達する30分前	大雨警報(土砂災害)が発表され、土砂災害警戒避難判断図について避難判断ラインを1時間後に超過する見込みであるとき
口和深地区	口和深集会所(☆注) 総合センター(☆☆☆) 地域福祉センター(☆☆☆)	50mm/h以上の降雨が2時間以上継続した場合	和深川が避難指示判断水位に達する20分前	和深川が避難勧告判断水位に達する30分前	
下地一地区	下地一集会所(☆注) 総合センター(☆☆☆) 地域福祉センター(☆☆☆) 周参見小学校(☆注) 町立すさみ公民館(☆)	50mm/h以上の降雨が2時間以上継続した場合		周参見川が避難判断水位に達する30分前	
堀地地区	総合センター(☆☆☆) 地域福祉センター(☆☆☆) 周参見小学校(☆注) 町立すさみ公民館(☆)				
本城地区	総合センター(☆☆☆) 地域福祉センター(☆☆☆) 周参見小学校(☆注) 町立すさみ公民館(☆) 住民福祉会館(☆☆)				
石橋地区	住民福祉会館(☆☆) 周参見小学校(☆注) 周参見中学校(☆注)				

地区名	避難先	浸水の可能性		
		通行道路の浸水の可能性	橋梁の通過	浸水する可能性のある地域の通過
田中地区	田中集会センター(☆☆) 周参見中学校(☆注) 住民福祉会館(☆☆) 周参見小学校(☆注)	50mm/h以上の降雨が2時間以上継続した場合		周参見川が避難判断水位に達する30分前
防地地区	防地生活改善センター(☆☆☆) 周参見中学校(☆注) 大関地集会所(☆☆☆) 愛育文化センター(☆)			
神田地区	愛育文化センター(☆) 大関地集会所(☆☆☆) 神田町立体育館(☆☆☆)			
大関地地区	大関地集会所(☆☆☆) 愛育文化センター(☆) 神田町立体育館(☆☆☆)			
沼田谷地区	沼田谷集会所(☆注) 大関地集会所(☆☆☆) 神田町立体育館(☆☆☆)	50 mm/h 以上の降雨が2時間以上継続した場合	周参見川がはん濫危険水位に到達する20分前	周参見川が避難判断水位に達する30分前
立野地区	立野活性化センター(☆注) 神田町立体育館(☆☆☆)	50 mm/h 以上の降雨が2時間以上継続した場合		周参見川が避難判断水位に達する30分前
原地区	原集会所(☆注) 立野活性化センター(☆注) 神田町立体育館(☆☆☆)	50 mm/h 以上の降雨が2時間以上継続した場合	周参見川がはん濫危険水位に到達する20分前	周参見川が避難判断水位に達する30分前
上戸川地区	上戸川集会所(☆☆☆) 総合センター(☆☆☆) 地域福祉センター(☆☆☆)	50mm/h以上の降雨が2時間以上継続した場合		
小泊地区	小泊生活改善センター(☆) 漁村センター(☆☆☆) 平松集会所(☆)	50 mm/h 以上の降雨が2時間以上継続した場合		
平松地区	平松集会所(☆) 漁村センター(☆☆☆)	50 mm/h 以上の降雨が2時間以上継続した場合		周参見川が避難判断水位に達する30分前
			太間川が避難指示判断水位に到達する20分前	太間川が避難勧告判断水位に達する30分前
山崎地区	歴史民俗資料館(☆) 山崎集会所(☆注) 総合センター(☆☆☆) 地域福祉センター(☆☆☆)	50 mm/h 以上の降雨が2時間以上継続した場合		周参見川が避難判断水位に達する30分前
堀切地区	堀切生活改善センター(☆☆☆) 総合センター(☆☆☆) 地域福祉センター(☆☆☆)	50 mm/h 以上の降雨が2時間以上継続した場合		周参見川が避難判断水位に達する30分前
				太間川が避難勧告判断水位に達する30分前
太間地地区	太間地集会所(☆注) 総合センター(☆☆☆) 地域福祉センター(☆☆☆)	50 mm/h 以上の降雨が2時間以上継続した場合	太間川が避難指示判断水位に到達する20分前	太間川が避難勧告判断水位に達する30分前
入松地区	入松集会センター(☆注) 総合センター(☆☆☆) 地域福祉センター(☆☆☆)	50 mm/h 以上の降雨が2時間以上継続した場合	太間川が避難指示判断水位に到達する20分前	太間川が避難勧告判断水位に達する30分前

土砂災害危険箇所の近くの通過

地区名	避難先	浸水の可能性			土砂災害危険箇所の 近くの通過
		通行道路の浸水の 可能性	橋梁の通過	浸水する可能性の ある地域の通過	
太間川 上村地区	太間川僻地集会所(☆注) 太間川上会館(☆注) 総合センター(☆☆☆) 地域福祉センター(☆☆☆)	50mm/h以上の降 雨が2時間以上継 続した場合			大雨警報(土砂災害) が発表され、土砂災 害警戒避難判断図に ついて避難判断ライ ンを1時間後に超過 する見込みであると き
太間川 下村地区	太間川僻地集会所(☆注) 総合センター(☆☆☆) 地域福祉センター(☆☆☆)				
小河内地区	小河内集会所(☆注) 総合センター(☆☆☆) 地域福祉センター(☆☆☆)	50mm/h以上の降 雨が2時間以上継 続した場合			
大附地区	大附集会所(☆) 小河内集会所(☆注) 総合センター(☆☆☆) 地域福祉センター(☆☆☆)	50 mm/h 以上の降 雨が2時間以上継 続した場合	城川が避難指示 判断水位に到達 する20分前	城川が避難勧告判 断水位に達する30 分前	
防己地区	防己集会所(☆注) 公民館佐本分館(☆注) 旧佐本小学校(☆☆☆)	50mm/h以上の降 雨が2時間以上継 続した場合			
大谷地区	大谷会館(☆注) 公民館佐本分館(☆注) 旧佐本小学校(☆☆☆)	50 mm/h 以上の降 雨が2時間以上継 続した場合	佐本川が避難指 示判断水位に到 達する20分前	佐本川が避難勧告 判断水位に達する 30分前	
追川地区	追川集会所(☆☆☆) 公民館佐本分館(☆注) 旧佐本小学校(☆☆☆)	50mm/h以上の降 雨が2時間以上継 続した場合			
栗垣内地区	栗垣内僻地集会所(☆注) 公民館佐本分館(☆注) 旧佐本小学校(☆☆☆)				
中地区	中集会所(☆注) 公民館佐本分館(☆注) 旧佐本小学校(☆☆☆)				
中野地区	中野僻地集会所(☆☆) 公民館佐本分館(☆注) 旧佐本小学校(☆☆☆)				
西野川地区	西野川会館(☆) 公民館佐本分館(☆注) 旧佐本小学校(☆☆☆)				
根倉地区	根倉会館(☆注) 公民館佐本分館(☆注) 旧佐本小学校(☆☆☆)				
深谷地区	深谷会館(☆注) 公民館佐本分館(☆注) 旧佐本小学校(☆☆☆)				
見老津地区	見老津生活改善センター(☆) 見老津小学校(☆☆☆)	50mm/h以上の降 雨が2時間以上継 続した場合			
江須之川地区	江須之川生活改善センター(☆☆) 江住小学校(☆☆☆)	50 mm/h 以上の降 雨が2時間以上継 続した場合	江須の川が避難 指示判断水位に 到達する20分前	江須の川が避難勧 告判断水位に達 する30分前	
江住地区	江住公民館(☆注) 江住小学校(☆☆☆)	50 mm/h 以上の降 雨が2時間以上継 続した場合	江住川が避難指 示判断水位に到 達する20分前	江住川が避難勧告 判断水位に達する 30分前	
里野地区	里野集会所(☆☆☆) 江住小学校(☆☆☆)	50 mm/h 以上の降 雨が2時間以上継 続した場合	里野西地川が避 難指示判断水位 に到達する20分 前	里野西地川が避難 勧告判断水位に達 する30分前	
大鎌地区	大鎌僻地集会所(☆注) 江住小学校(☆☆☆)	50mm/h以上の降 雨が2時間以上継 続した場合			

5 判断に必要な気象情報等の種別及び活用方法

避難勧告等を発令するにあたって必要となる気象情報等の種別及び活用方法については、下記のとおりである。

収集先		入手する情報の種類	活用方法
総合防災情報システム	総合防災情報システム一斉指令受令端末	【風水害等】 気象注意報・警報、府県気象情報、土砂災害警戒情報	今後の降雨の見込みを把握(県気象情報) 現在までの降雨量を把握 地域的に気象情報を細かく把握 土砂災害警戒情報の発表状況 記録的短時間大雨の情報を収集(110mm/h)
防災情報提供システム	総合防災情報システム専用端末のファイアボックス	【風水害】 レーダー・降雨ナウキャスト、解析雨量・降水短時間予報、雨量計による降水量、降り始めからの総雨量、流域雨量指数、気象衛星画像、天気図	今後の降雨の見込みを把握 現在までの降雨量を把握 台風の今後の予報を知る 地域的に気象情報を細かく把握
		【その他】 気温、降雪量、波浪図、海水情報	その他気象状況を把握
気象庁HP	http://www.jma.go.jp/jma/index.html	【風水害】 解析雨量・降水短時間予報、気象警報・注意報、気象情報、海上情報、台風情報、土砂災害警戒情報、実績雨量情報	今後の降雨の見込みを把握 現在までの降雨量を把握 台風の今後の予報を把握 地域的に気象情報を細かく把握
		【天気予報等】 天気予報、週間天気予報、海上予報、異常天候早期警戒情報、天気分布予報、地域時系列予報	その他気象状況を把握
和歌山地方気象台	災害時ホットライン	今後の見込み情報等(降雨量等)	今後の降雨の見込みを把握
河川課HP	http://kasensabo02.pref.wakayama.lg.jp/	雨量情報、気象情報	今後の降雨の見込みを把握(県気象情報) 現在までの降雨量を把握 台風の今後の予報を把握 地域的に気象情報を細かく把握
砂防課HP	http://kasensabo01.pref.wakayama.lg.jp/new	【風水害】 雨量全県監視、警報注意報、台風情報、降雨予測、予報メッシュ、ポイント予測、アメダス、全国アメダス	今後の降雨の見込みを把握(県気象情報) 台風の今後の予報を把握 地域的に気象情報を細かく把握
		【土砂災害警戒情報】 土砂災害警戒情報、土砂災害警戒避難判定図、現在の降雨状況	土砂災害警戒情報の発表状況を把握 土砂災害警戒避難判定図(スネークライン)の状況を把握 現在の降雨状況を把握
		【天気予報等】 気象衛星画像、天気図、週間天気図、天気予報、文書情報	今後の降雨状況を把握 その他気象状況を把握
気象予測システム	配布済URL	【風水害】 気象レーダー、超短時間予測、短時間予測、SYNFOS-3D、解析雨量、警報・注意報、台風情報、短期・週間予報、天気図、気象衛星、県内アメダス、アメダス日表	降水実況値(1時間、24時間、48時間、72時間)の確認 短期の降水予測情報の確認 長期の降水予測情報の確認

その他情報

全地区

現地情報(職員必要人員で対応)

消防団による情報収集

地区自主防災会による情報収集

6 避難勧告等の伝達方法

下記の例文を基本として、事態の状況に応じた伝達内容を確認する。

〈避難準備情報〉

こちらは、防災すさみです。

〇〇地区（〇△地区、△△地区、△×地区及び××地区）に対して、〇時〇分に避難準備情報を発令しました。土砂災害の兆候がありますので、〇〇（避難所名）などのできるだけ安全な場所に、ただちに避難ができるように準備をしてください。

〈再度の避難準備情報の伝達〉

こちらは、防災すさみです。

〇〇地区（〇△地区、△△地区、△×地区及び××地区）に、避難準備情報を発令しています。土砂災害の兆候がありますので、〇〇（避難所名）などのできるだけ安全な場所に、ただちに避難ができるように準備をしてください。

。（防災行政無線の場合：多少早口で切迫感を持って伝える。）

〈避難勧告〉

こちらは、防災すさみです。

〇〇地区（〇△地区、△△地区、△×地区及び××地区）に対して、〇時〇分に避難勧告を発令しました。今後、土砂災害による重大な被害のおそれがありますので、〇〇（避難所名）などのできるだけ安全な避難先に避難してください。

〈再度の避難勧告の伝達〉

こちらは、防災すさみです。

〇〇地区（〇△地区、△△地区、△×地区及び××地区）に、避難勧告が発令されています。今後、土砂災害による重大な被害のおそれがありますので、〇〇（避難所名）などのできるだけ安全な避難先へ避難してください。

。（防災行政無線の場合：多少早口で切迫感を持って伝える。）

〈危機感を伝える情報〉

土砂災害警戒情報が発表されています。

〇〇地区で（がけ崩れ・土石流・地すべり）が発生しています。 など

〈避難指示〉

こちらは、防災すさみです。

ただ今、〇〇地区（〇△地区、△△地区、△×地区及び××地区）に対して、避難指示を発令しました。ただちに〇〇（避難所名）等へ避難してください。また、逃げ遅れた場合には、近くの安全な場所で身の安全を確保してください。

〈再度の避難指示の伝達〉

こちらは、防災すさみです。

〇〇地区（〇△地区、△△地区、△×地区及び××地区）に避難指示を発令しています。土砂災害が発生しているため、直ちに〇〇（避難所名）等へ避難してください。また、逃げ遅れた場合には、近くの安全な場所で身の安全を確保してください。

（防災行政無線の場合：多少早口で切迫感を持って伝える。）

伝達手段・伝達先

別紙の「避難勧告の伝達先・伝達手段チェックリスト」を参考として作成する。

7 解除の対応

避難勧告等の発令を解除する場合には、気象情報、土砂災害警戒情報や現地情報を総合的に勘案して危険性が軽減された場合に解除を行うものとする。

解除の基準

全地区

- ・土砂災害警戒情報が解除され、土石流やがけ崩れのおそれのないことを現地の巡視により確認したとき。

第3編 高潮災害

1 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

(1) 警戒すべき区間（海岸重要水防箇所）

口和深 550m 「国土交通省河川局」

江住 380m 「国土交通省河川局」

周参見 1,155m 「農林水産省」

(2) 高潮の発生しやすい気象条件

- ・台風が接近、上陸、通過したときに高潮災害が発生する危険が高い。

(3) 観測地点の潮位と警戒すべき区間における潮位変化の関係

- ・特に注意を要する区間 江住、口和深

(4) 高潮による海水の河川遡上のおそれを有する区間

- ・特に注意を要する区間 周参見川

(5) 施設整備状況

- ・特に注意を要する地域 周参見漁港

2 避難すべき区域

避難勧告等の対象となる「避難すべき区域」は下表のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ・重要な情報については、情報を発表した気象官署、潮位観測機関等との間で相互に情報交換すること
- ・「避難すべき区域」は、過去の被害の実績などを踏まえて特定したもので、自然現象のため不測の事態等も想定されるため、事態の進行・状況に応じて、避難勧告等の発令区域を適切に判断すること。

避難区域	対象区域	災害の様相	備考
想定浸水深 50cm程度以下	口和深地区	道路浸水	国道42号線への浸水により片側通行若しくは通行止め
想定浸水深 50cm程度以下	江住地区	道路浸水	国道42号線への浸水により片側通行若しくは通行止め
想定浸水深 50cm程度以下	堀地地区	道路浸水	町道堀地駅前線への浸水

避難すべき区域

図面のとおり

3 避難勧告等の発令の判断基準

避難勧告等の発令の判断基準（具体的な考え方）は下表のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ・重要な情報については、情報を発表した気象官署、潮位観測機関等との間で相互に情報交換すること（連絡先は下表欄外の情報の入手先を参照）
- ・想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- ・堤防の異常等、巡視等により自ら収集する現地情報、台風の動き、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。

■高潮

避難勧告等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や沿岸部の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

区分	高潮				
対象地区	口和深地区、江住地区、掘地地区				
判断の タイミング	日中の発令		夜間になることを考慮した場合		
	実況状況等に基づく 場合	3時間後の予測情報に基づく 場合	実況状況等に基づく 場合	3時間後の予測情報に基づく 場合	概ね12時間後の予測情報に基づく 場合
避難 準備情報		【潮位情報】 ①3時間後に潮位(防災情報提供システムにおけるすさみ町推定値)が高潮注意報基準潮位(1.3m)に到達すると予測されるとき		【潮位情報】 ①1～3時間後に潮位(防災情報提供システムにおけるすさみ町推定値)が高潮注意報基準潮位(1.3m)に到達すると予測されるとき	【潮位情報】 ①4～12時間後に潮位(防災情報提供システムにおけるすさみ町推定値)が高潮注意報基準潮位(1.3m)に到達すると予測されるとき
避難勧告	【潮位情報】 ①潮位(防災情報提供システムにおけるすさみ町推定値)が高潮警報基準潮位(1.8m)から0.24m手前に到達したとき (串本港における過去最高潮位1.56m)	【潮位情報】 ①3時間後に潮位(防災情報提供システムにおけるすさみ町推定値)が高潮警報基準潮位(1.8m)に到達すると予測されるとき (台風の接近に伴い風雨が強まり、避難が困難になる場合が多いことから、避難準備基準を満たした時点で避難勧告を検討)	【潮位情報】 ①潮位(防災情報提供システムにおけるすさみ町推定値)が高潮警報基準潮位(1.8m)から0.24m手前に到達したとき (串本港における過去最高潮位1.56m)	【潮位情報】 ①3時間後に潮位(防災情報提供システムにおけるすさみ町推定値)が高潮警報基準潮位(1.8m)に到達すると予測されるとき (台風の接近に伴い風雨が強まり、避難が困難になる場合が多いことから、避難準備基準を満たした時点で避難勧告を検討) ②高潮警報が発表され、高潮による潮位が1～3時間後に危険潮位を超過することが予想されるとき	
避難指示	【潮位情報】 ①潮位(防災情報提供システムにおけるすさみ町推定値)が高潮警報基準潮位(1.8m)に到達したとき 【現地情報】 ①地区の高潮防災施設からの越波・越流が発生したとき ②地区の高潮防災施設の損壊が発生したとき		【潮位情報】 ①潮位(防災情報提供システムにおけるすさみ町推定値)が高潮警報基準潮位(1.8m)に到達したとき 【現地情報】 ①地区の高潮防災施設からの越波・越流が発生したとき ②地区の高潮防災施設の損壊が発生したとき		

4 総合的な判断方法

(1) 判断方法

ア 地区自体の危険性の高まる段階から避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令のタイミングを検討する。

イ 避難路の安全性を検討する。

(危険性が高まる段階を確認しておく。)

浸水の可能性、他の土砂災害危険箇所の通行の可能性

※近くの安全な場所(土砂災害の場合)、自宅の2階以上や近くの建物の高層階(浸水害の場合への緊急的避難行動を推奨するときには、避難路の安全性は考慮せずに発令・情報伝達を実施する。

ウ 避難勧告等の発令のタイミング及び避難路の安全性(危険性が高まる段階)

総合的に避難勧告等を発令する発令基準を定める。

(2) その他

ア 夜間に避難勧告等の避難勧告以上の基準に該当するおそれのある場合には、日没までに少なくとも避難準備情報を発令するかどうか検討すること。

イ 日没後、数時間以内に避難勧告等の留意事項の避難勧告以上の基準に該当するおそれのある場合には避難勧告等を発令すること。

(3) 地区別の避難路等の状況

避難路等の危険が高まる段階を把握して、避難勧告等の発令を行うこと。

地区名	避難先	浸水の可能性			土砂災害危険箇所の 近くの通過
		通行道路の浸水の 可能性	橋梁の通過	浸水する可能性のあ る地域の通過	
口和深地区	口和深集会所(☆注)	50mm/h以上の降雨が2時間以上継続した場合			大雨警報(土砂災害)が発表され、土砂災害警戒避難判断図について避難判断ラインを1時間後に超過する見込みであるとき
江住地区	江住小学校(☆☆☆)	50mm/h以上の降雨が2時間以上継続した場合			大雨警報(土砂災害)が発表され、土砂災害警戒避難判断図について避難判断ラインを1時間後に超過する見込みであるとき
堀地地区	総合センター(☆☆☆) 地域福祉センター(☆☆☆)	50mm/h以上の降雨が2時間以上継続した場合			大雨警報(土砂災害)が発表され、土砂災害警戒避難判断図について避難判断ラインを1時間後に超過する見込みであるとき

5 判断に必要な気象情報等の種別及び活用方法

避難勧告等を発令するにあたって必要となる気象情報等の種別及び活用方法については、下記のとおりである。

収集先		入手する情報の種類	活用方法
総合防災情報システム	総合防災情報システム 一斉指令受令端末	【風水害等】 気象注意報・警報、府県気象情報	高潮警報の発表状況を把握 地域的に気象情報を細かく把握
	総合防災情報システム 専用端末	【実況値】 潮位情報	潮位観測所の潮位把握により潮位予測 を実施
防災情報提供システム	総合防災情報システム 専用端末のファイア ボックス	【風水害】 気象衛星画像、天気図	台風の今後の予報を知る 地域的に気象情報を細かく把握
		【その他】 波浪図、海氷情報	その他気象状況を把握
気象庁HP	http://www.jma.go.jp/jma/index.html	【風水害】 気象警報・注意報、気象情報、海上情報、台風情報、潮位観測情報、波浪観測情報	台風の今後の予報を把握 地域的に気象情報を細かく把握
		【天気予報等】 天気予報、週間天気予報、海上予報、異常天候早期警戒情報、天気分布予報、地域時系列予報	その他気象状況を把握
和歌山地方気象台	災害時ホットライン	今後の見込み情報等(潮位情報等)	今後の潮位の見込みを把握

その他の情報

- 沿岸部 現地情報（職員必要人員で対応）
- 消防団による情報収集
- 地区自主防災会による情報収集

6 避難勧告等の伝達方法

下記の例文を基本として、事態の状況に応じた伝達内容を確認する。

<p>〈避難準備情報〉</p> <p>こちらは、防災すさみです。</p> <p>〇〇地区（△△地区及び××地区）の沿岸部に対して、〇時〇分に避難準備情報を発令しました。今後の状況によっては、高潮による災害のおそれがありますので、〇〇（避難所名）などのできるだけ安全な場所に、ただちに避難ができるよう準備してください。</p> <p>〈再度の避難準備情報の伝達〉</p> <p>こちらは、防災すさみです。</p> <p>〇〇地区（△△地区及び××地区）の沿岸部に対して避難準備情報が発令されています。今後の状況によっては、高潮による災害のおそれがありますので、〇〇（避難所名）などのできるだけ安全な場所に、ただちに避難ができるよう準備してください。</p> <p>（防災行政無線の場合：切迫感を持って伝える）</p>

〈避難勧告〉

こちらは、防災すさみです。

〇〇地区（△△地区及び××地区）の沿岸部に対して、〇時〇分に避難勧告を発令しました。今後、高潮による災害のおそれがありますので、〇〇（避難所名）などのできるだけ安全な場所に避難してください。

〈再度の避難勧告の伝達〉

こちらは、防災すさみです。

〇〇地区（△△地区及び××地区）の沿岸部に対して、〇時〇分に避難勧告を発令されています。今後、高潮による災害のおそれがありますので、〇〇（避難所名）などのできるだけ安全な場所に避難してください。

（防災行政無線の場合：多少早口で切迫感を持って伝える。）

〈危険性を伝える情報伝達〉

〇〇地区の沿岸部で高潮による被害が発生しています。 . . . など

〈避難指示〉

こちらは、防災すさみです。

〇〇地区（△△地区及び××地区）の沿岸部に対して、〇時〇分に避難指示を発令しました。高潮災害の危険がありますので、ただちに〇〇（避難所名）などへ避難してください。また、逃げ遅れた場合には、近くの安全な場所で身の安全を確保してください。

〈再度の避難指示の伝達〉

こちらは、防災すさみです。

〇〇地区（△△地区及び××地区）の沿岸部に対して、避難指示が発令されています。高潮災害の危険がありますので、ただちに〇〇（避難所名）などへ避難してください。また、逃げ遅れた場合には、近くの安全な場所で身の安全を確保してください。

（防災行政無線の場合：多少早口で切迫感を持って伝える。）

伝達手段・伝達先

別紙の「避難勧告の伝達先・伝達手段チェックリスト」を参考として作成する。

7 解除の対応

避難勧告等の発令を解除する場合には、気象情報、潮位情報や現地情報を総合的に勘案して危険性が軽減された場合に解除を行うものとする。

解除の基準

口和深地区、江住地区、堀地地区の沿岸部

- ・住宅地での浸水が解消し、避難路の冠水が解消し、再度浸水のおそれがないとき
- ・高潮警報が解除され、再度潮位の上昇がないとき

第4編 津波災害

1 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

海岸沿岸部、河川を遡上してはん濫した水が流れ込んでくる区域で、津波浸水想定区域内の区域とする。

2 避難すべき区域

浸水想定内の次の地区

避難区域	対象区域	備考
想定浸水深 0.3m程度～5m未満	口和深地区	一部区域を除く
	防地地区	全域
	堀切地区	一部区域を除く
	太間地地区	一部区域を除く
想定浸水深 0.3m程度～10m未満	下地一地区	全域
	堀地地区	全域
	本城地区	全域
	石橋地区	全域
	田中地区	全域
	小泊地区	全域
	平松地区	一部区域を除く
	山崎地区	全域
	見老津地区	一部区域を除く
	江須之川地区	一部区域を除く
	江住地区	一部区域を除く
想定浸水深 3m程度～10m未満	下地二地区	全域
想定浸水深 0.3m程度～20m未満	里野地区	一部区域を除く

最大クラスの津波では、状況により上記津波避難対象区域外にも避難警戒が必要。

3 避難勧告等の発令の判断基準及び対象地区

区分	津波
対象地区	<p>【津波避難対象区域】(南海トラフ巨大地震による浸水想定区域) 下地一地区、下地二地区、堀地地区、本城地区、石橋地区、田中地区、防地地区、小泊地区、平松地区、山崎地区、堀切地区、太間地地区、口和深地区、見老津地区、江須之川地区、江住地区、里野地区</p> <p>【津波避難対象区域外】 神田地区、大関地地区、沼田谷地区</p> <p>【その他】 周参見漁港、周参見海水浴場、口和深漁港、見老津漁港、江須之川漁港、江住漁港、里野漁港、里野海水浴場</p>
避難指示	<p>【津波避難対象区域】</p> <p>①強い地震(震度4程度以上)若しくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認めるとき ②津波警報を覚知したとき(東海・東南海・南海3連動地震による浸水想定区域) ③大津波警報を覚知したとき(南海トラフ巨大地震による浸水想定区域)</p> <p>【津波避難対象区域外】</p> <p>①大津波警報を覚知したとき(南海トラフ巨大地震による浸水想定区域)</p> <p>【その他】</p> <p>①津波注意報が発表され、当該施設内に人がいる場合</p>

4 避難勧告等の伝達方法

下記の例文を基本として、事態の状況に応じた伝達内容を確認する。

<p>〈避難指示〉(津波注意報)</p> <p>こちらは、防災すさみです。</p> <p>ただいま和歌山県沿岸部に津波注意報が発表されています。(発表されました。)</p> <p>〇〇漁港内(〇〇海水浴場、海岸付近)にいる方は、ただちに安全な高いところへ避難してください。</p> <p>(広報車による広報)</p>
<p>〈避難指示〉(津波警報又は大津波警報)</p> <p>こちらは、防災すさみです。</p> <p>本町沿岸全域に対して、〇時〇分に避難指示を発令しました。</p> <p>(巨大な・高い)津波が予想されますので、ただちに安全な高台に避難してください。</p>
<p>〈津波到達まで10分程度〉</p> <p>こちらは、防災すさみ。</p> <p>(巨大な・高い)津波がきます、ただちに高台などに避難しなさい。</p>
<p>〈津波到達直前〉</p> <p>こちらは、防災すさみ。</p> <p>ただちに高台に避難しなさい。</p>

〈津波到来から警報解除まで〉

こちらは、防災すさみ。緊急速報。

津波は引いているが、まだ危険な状況。

引き続き、避難を継続してください。

※防災行政無線による放送の場合には、サイレン音を鳴らすこと。

伝達手段・伝達先

別紙の「避難勧告の伝達先・伝達手段チェックリスト」を参考として作成する。

5 解除の対応

避難勧告等の発令を解除する場合には、津波情報や現地情報を総合的に勘案して危険性が軽減された場合に解除を行うものとする。

解除の基準

- ・津波による浸水が解消したとき

避難勧告等の伝達先・伝達手段チェックリスト

〈住民等への伝達〉

- 防災行政無線
- 広報車・消防車両
- 防災わかやまメール配信サービス
- エリアメール・緊急速報メール
- 自主防災組織・各地区区長
- 町ホームページへの掲載

〈災害時要援護者・福祉関係機関への伝達〉

- 支援者の事前登録者
- 災害時要援護者の事前登録者
- 災害時要援護者の避難所となる施設

〈関係機関等への伝達〉

	機関等の名称	電話	FAX
<input type="checkbox"/>	県総合防災課	073-441-2271	073-422-7652
<input type="checkbox"/>	西牟婁振興局 防災・総務グループ	0739-26-7906	0739-26-7962
<input type="checkbox"/>	東牟婁振興局 串本建設部	0735-62-0755	0735-62-5808
<input type="checkbox"/>	串本警察署	0735-62-0110	
<input type="checkbox"/>	串本警察署 すさみ幹部交番	0739-55-2055	
<input type="checkbox"/>	串本警察署 江住駐在所	0739-58-0028	
<input type="checkbox"/>	白浜町消防本部すさみ消防署	0739-55-2237 内線 510	0739-55-3902
<input type="checkbox"/>	その他伝達が必要な関係機関		